

常州觀莊趙氏の歴史にみる 清代社会の一断面（4）

浅 沼 かおり

4. 觀莊趙氏の婚姻

表 4-1 殤・未娶・妻の本籍地判明

	留郷長房	留郷四房	入城六房	殿撰公	太原公	雲千公	中書公	企清公	会理公	念普公	留郷八房	合計
男子総数	2	120	9	210	94	4	42	24	21	42	150	718
殤	0	26	6	50	19	2	12	6	10	12	35	178
未娶	0	8	0	23	2	0	6	2	1	2	15	59
妻の本籍地判明	2	7	5	131	55	2	19	9	6	21	76	333

- ① 一人の男性の妻は一人とは限らず、再婚や再々婚などが含まれる。
 ② 妻には、婚約したが、男女のどちらかが死亡したりして、結婚に至らなかった者も含まれる。
 ③ 妾は含まれない。

表 4-1 は、觀莊趙氏 24 世以降の男子総数、「殤」¹（夭逝）者の数、「未娶」（未婚）者の数、本籍地の判明した妻の数を示している。ここからわかるように、24 世以降の男子 718 名のうち、178 名が「殤」（夭逝）、59 名が「未娶」（未婚）である。すなわち 24 世以降の男子の 4 分の 1 近くが夭逝し、それをふくめて男子全体の約 3 分の 1 が妻帯しなかったことになる。

(1) 全体的な傾向 — 婚姻の「地方化」

表 4-2 妻の本籍地

		留郷長房	留郷四房	入城六房	殿撰公	太原公	雲千公	中書公	企清公	会理公	念普公	留郷八房	合計
江寧府	上元												1
	江寧					1							
	句容												
	溧水												
	江浦												
	六合												
	高淳												

			留鄉長房	留鄉四房	入城六房	殿撰公	太原公	雲千公	中書公	企清公	會理公	念普公	留鄉八房	合計		
江蘇省	淮安府	山陽													0	305
		阜寧														
		塩城														
		清河														
		安東														
		桃源														
	揚州府	江都													0	
		甘泉														
		揚子														
		高郵州														
		興化														
		宝応														
		東台														
	徐州府	銅山													0	
		蕭														
		礪山														
		豐														
		沛														
		邳州														
		宿遷														
	通州直隸州	如皋													1	
		泰興											1*	1		
	海州直隸州	贛榆													0	
		沭陽														
海門直隸庁														0		
蘇州府	太湖庁													49		
	靖湖庁															
	呉				9								9			
	長洲				13								13			
	元和				6					1			7			
	崑山															
	新陽															
	常熟						1						1			
	昭文															
	呉江															
	震沢 (不明)					19									19	

		留郷長房	留郷四房	入城六房	殿撰公	太原公	雲千公	中書公	企清公	会理公	念普公	留郷八房	合計
松江府	川沙庁												
	華亭				1								1
	婁												
	奉賢												
	金山												3
	上海												
	南漚												
	青浦				1								1
(不明)										1		1	
太倉直隸州	鎮洋												
	崇明				1								1
	嘉定												
	宝山												
常州府	同里(武進・陽湖)	2	4	5	67	30	1	2	3	3	17	64	198
	無錫					2		2					4
	金匱												
	江陰				2	1		7	2		1		13
	宜興		3		1	4	1	8	2	2		4	25
	荊溪												
靖江											1	1	
鎮江府	太平庁												
	丹徒				1								1
	丹陽											2	2
	金壇				1							3	4
	溧陽				1						1		2
江蘇省以外	安徽				2	1			1		1		5
	河南					1						1	2
	吉林					4							4
	湖南					1							1
	山東				1	2							3
	浙江				5	3			1				9
	直隸					1							1
	奉天					3							3
合計		2	7	5	131	55	2	19	9	6	21	76	333

- ① どの県がどの府に属するかなどは時期によって多少の変動があるが、ここでは一律に『清史稿』の区分による。
 ② 吉林と奉天にはそれぞれ將軍が置かれており、省になったのは光緒33年である(『清史稿』卷五十五、卷五十六)。

※留郷八房31世・趙壽康の妻・孫氏は道光24年生まれ、「揚州府泰興縣人」(卷十、留郷八房世表第十四、33頁)と記されているが、泰興縣は雍正3年に通州が直隸州に昇格したとき、如皋縣とともに通州直隸州に属するようになった(前掲『清史稿』卷五十八)。

表 4-2 は、観荘趙氏 24 世以降の妻のうち、本籍地²がわかるものを示している。なお、次節で改めて述べるように、「支譜」には、「妻の父」および「娘の夫」の学位や官位が記されているが、それらは（生涯の最高位ではなく）婚姻成立時のものである³。

表 4-3 娘の夫の本籍地

			留郷長房	留郷四房	入城六房	殿撰公	太原公	雲千公	中書公	企清公	会理公	念普公	留郷八房	合計			
江蘇省	江寧府	上元													1	145	
		江寧				1								1			
		句容															
		溧水															
		江浦															
		六合															
		高淳															
	淮安府	山陽														0	145
		阜寧															
		塩城															
		清河															
		安東															
		桃源															
	揚州府	江都														0	145
		甘泉															
		揚子															
		高郵州															
		興化															
		宝応															
		泰州															
		東台															
	徐州府	銅山														0	145
		蕭															
		碭山															
		豊沛															
		邳州															
		宿遷															
睢寧																	
通州直隸州	如皋														1	145	
	泰興																
	(不明)					1							1				
海州直隸州	贛榆														0	145	
	沭陽																
海門直隸庁															0	145	

		留郷長房	留郷四房	入城六房	殿撰公	太原公	雲千公	中書公	企清公	会理公	念普公	留郷八房	合計
蘇州府	太湖庁												
	靖湖庁												
	呉				6					1			7
	長洲				3								3
	元和					1							1
	崑山												
	新陽												
	常熟												
	昭文												
呉江													
震沢													
(不明)					2			1					3
松江府	川沙庁												
	華亭												
	婁												
	奉賢												
	金山												
	上海												
	南匯												
青浦													
(不明)													
太倉直隸州	鎮洋												
	崇明												
	嘉定												
	宝山												
常州府	同里(武進・陽湖)		1	5	58	20		2	1	4	9	7	107
	無錫					1							1
	金匱												
	江陰					1		1					2
	宜興			1	2	1		6	2				12
	荊溪												
靖江													
鎮江府	太平庁												
	丹徒				1								1
	丹陽											1	1
	金壇				1							1	2
	溧陽					1						1	2
(不明)					1							1	
江蘇省以外	安徽				4								4
	河南										1		1
	吉林					1							1
	湖南					2							2
	広東					1							1
	山西				1								1
	山東					1							1
	四川				1	1							2
	浙江				6							1	7
	直隸			1									1
奉天					2 (1は正白旗)							2	
合計		0	1	7	85	36	0	10	3	5	10	11	168

① どの県がどの府に属するかなどは時期によって多少の変動があるが、ここでは一律に『清史稿』の区分による。

② 吉林と奉天にはそれぞれ將軍が置かれており、省になったのは光緒33年である(『清史稿』巻五十五、巻五十六)。

表 4-3 は、観荘趙氏 24 世以降の娘の夫のうち、本籍地がわかるものを示している。

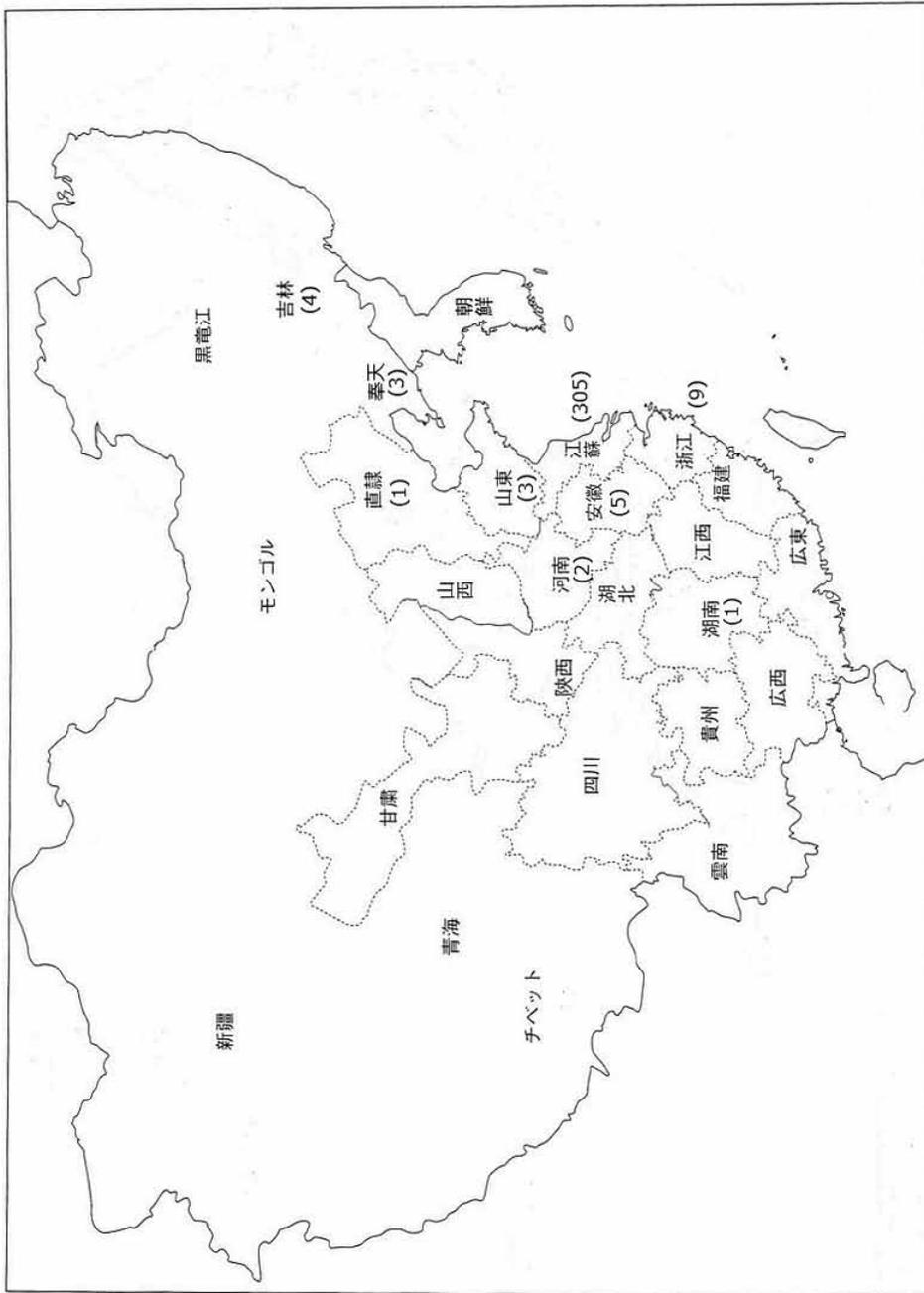


図 4-1 妻の本籍地 (全国)

図 4-1 は、表 4-2 を全国の省ごとに図示したものである。

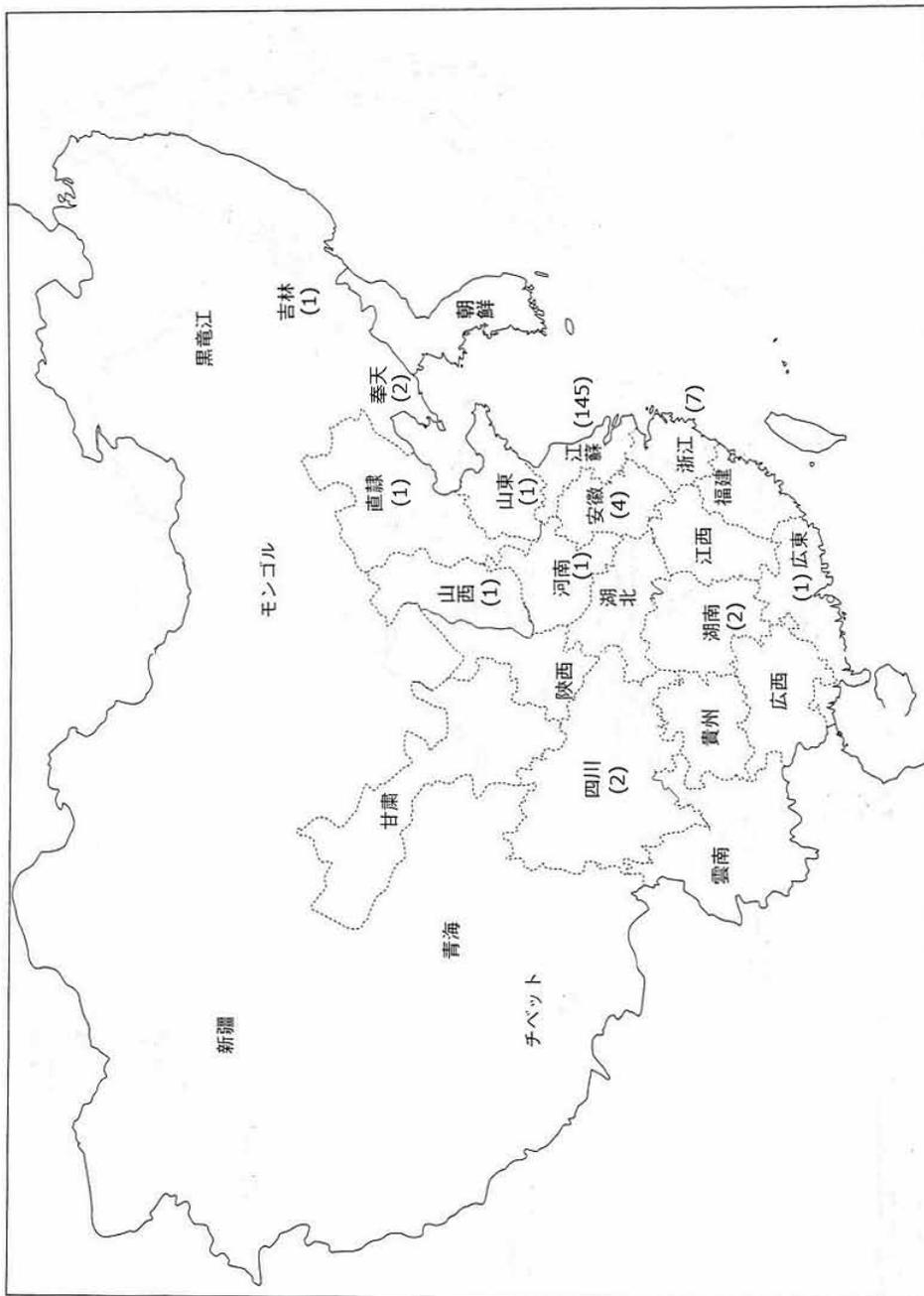


図4-2 娘の夫の本籍地 (全国)

図4-2は、表4-3を全国の省ごとに図示したものである。

「妻の本籍地」のうち、江蘇省内は305件（全体の約91.5%）である。江蘇省外は、安徽省5、河南省2、吉林4、湖南省1、山東省3、浙江省9、直隸省1、奉天3の28件である。「娘の夫の本籍地」のうち、江蘇省内は145件（全体の約86.3%）である。江蘇省外は、安徽省4、河南省1、吉林1、湖南省2、広東省1、山西省1、山東省1、四川省2、浙江省7、直隸省1、奉天2の23件である。

以上のように、妻の本籍地も、娘の夫の本籍地も、8-9割が江蘇省内である。さらに、妻の本籍地が常州府内なのは241件（全体の約72.3%、江蘇省内の約79.0%）、娘の夫の本籍地が常州府内なのは122件（全体の約72.6%、江蘇省内の約84.1%）である。つまり、婚姻の7割以上が常州府内のものである。このように、觀莊趙氏の婚姻にみられる明らかな特徴は、地元への集中である。江蘇省外との婚姻も、その多くが、安徽省、河南省、山東省、浙江省という隣接省とのあいだで行われている。

なお、表4-1には、本籍地の判明した妻の数が記されている。瘍・未娶を除いた男性には1人以上の妻がいたはずである。つまり24世以降の男子総数（718人）から、瘍（178人）と未娶（59人）を除いた481人の男性に1人以上の妻がいたことになる。妻のうち本籍地がわかるのは333人であり、少なくとも148人の妻の本籍地が不明である。これら本籍地不明の妻が、遠隔の地から嫁いできたとは考えづらく、おそらくはその多くが「同里」出身である。こうして、地元への集中は、上述の数字より一層大きかったことが推測されるのである。

さらに妻の本籍地と娘の夫の本籍地とを比較すると、江蘇省への集中度は、妻のほうがやや高い。この差に意味があるとすれば、妻と娘の位置づけについては、どのような違いが考えられるだろうか。一つの参考になるのが、『紅樓夢』を人類学の視点から解釈してみせたCooper氏とMeng Zhang氏の論文である。それによれば、物語の舞台となる賈家には次のような婚姻戦略があった。金陵＝南京には有力な家が四つあり、そのなかで最も裕福でもっとも影響力がある賈家の「嫁たちは、主に金陵の他の三つの著名な家から迎えられるが、賈家の娘たちは、地方の外の重要で裕福な家に嫁にやられる。（中略）賈の娘たちの結婚は、より広い社会的フィールドにおいて名声（prominence）を維持するための政治的戦略の一部であり、姻戚ネットワークを多様化する。一方、息子たちの結婚は、より狭いフィールドにおける関係を強固なものにする働きをし、既存の姻戚関係を再確認するものである」⁴。これは觀莊趙氏の例にもあてはまるように見えるが、結論を出すには、他の事例の研究も必要となるであろう。

さて、ここで帝政期の中国の婚姻関係についての先行研究をいくつか挙げてみたい。まず、浙江省杭州府海寧州の陳氏についての頼惠敏氏の研究である。頼惠敏氏によれば、「海寧陳氏、新城王氏、桐城張氏、無錫^い嵇氏は、清代の四大官僚家族である。明代中葉から清末までの300年間、陳氏には、進士・挙人・貢生など200人あまり、内閣大学士になったもの3人、尚書・侍郎・巡撫・布政使になったもの11人がある。（中略）陳氏は実に科挙の名門〔世家]

表 4-4 海寧陳氏の婚姻 (頼惠敏氏の研究)

	6世	7世	8世	9世	10世	11世	12世	13世	14世	15世	16世	17世	18世	19世	総計
浙江省	8	5	14	29	47	76	158	181	202	154	82	33	5		994
江蘇省				3	19	32	64	71	65	31	14	17	9	3	328
安徽省				1		3	8	13	19	19	11	2	1		77
河南省						1	3	4	19	15	14	1			57
河北省					1	4	9	14	7	10	1	1			47
山東省					1	2	4	3	7	5	3				25
江西省						2	3	2	3	1	3				14
広東省							1	1	4	1	1				8
湖南省							1	1	4	2					8
福建省							3		1		2				6
山西省							1			4					5
四川省						2	1								3
広西省								1	1						2
雲南省								1	1						2
陝西省										2					2
台湾省								1							1
奉天							1								1
総計	8	5	14	33	68	122	257	293	333	244	131	54	15	3	1,580

頼惠敏『清代的皇権と世家』北京大学出版社、2010年(39-40頁、表2-2「陳氏姻親之地域分布」)より。

の代表である」⁵。

表4-4は、頼惠敏氏が明らかにした、海寧陳氏の婚姻状況である。この表には明代のデータも含まれているが、第8世の生・没年の範囲が「1530-1675年」、第19世のそれは「1840-1910年」⁶というから、およそ第8-19世が清代とみてよいだろう。頼惠敏氏の説明によれば、「陳氏の姻戚の分布は17省におよんだ。江蘇・浙江の二省が主であり1,322人、総数の84%前後を占めている。とくに長江三角州の豊饒な六つの府が多く、蘇州・松江・常州・嘉興・湖州・杭州が合計1,190人、総数の75.22%を占めている」⁷。総計の数字を観莊趙氏の場合とくらべると、地元である浙江省の全体に占める割合が約62.9%にとどまり、江蘇省が約20.7%を占める点が大きな違いである。ここには、江蘇省の浙江省に対する優位が表れていると考えられる。観莊趙氏の場合は本籍が江蘇省であるために、他省への関心が薄く、いっそう自省への集中度が高いのかもしれない。

海寧陳氏のうち、科挙に受かった士紳の婚姻が広い地域に分布した原因について頼惠敏氏は、「(1)陳氏で京官をつとめたものは、京師の士族と通婚するか、あるいは官位の相当する

江南士族と通婚した。(2)地方行政長官をつとめていたとき、その土地の士族と通婚した。(3)浙西(錢塘江北岸の杭州・嘉興・湖州府を指す、同書、59頁、引用者)の士族と通婚した。(4)経済的目的のために、新安などの地の塩商と通婚した」と指摘し、「士紳の婚姻の第一に重要な目標は、政治勢力を拡張することであった」と述べる⁸。頼惠敏氏によれば、陳氏の諸名家〔望族〕との通婚には、「政治的意義、社会的意義、経済的意義」⁹があったが、「陳氏家族の望んだ目標は、全国的な士紳家族になること」¹⁰であった。

だが、婚姻がどのように政治勢力の拡張につながるのかという点は必ずしも明らかではない。海寧陳氏や觀莊趙氏の婚姻データに顕著なのは、むしろ地元への取中傾向ではないだろうか。この点について、実に興味深い視点を与えてくれるのが、宋一元代についての研究である。

まず、伊原弘氏は呂氏(南宋の儒学者・呂祖謙の一族)の婚姻関係について、北宋期には「一面高級官僚との結びつきと云う型を見せつつ、地域的にはかなり広がっており、特定の地域のものとのみ通婚することはなかった」¹¹と指摘する。一方、史彌遠を出した南宋の名族・史氏について述べながら、「南宋に入ると政治的有力者同士の通婚が重視されなくなり、在地有力者との通婚が重視されるようになった」¹²という。伊原氏は、「南宋の士大夫官僚の婚姻関係は、北宋のそれとは明白な違いをみせる。特に、勢力のあった江南出身者が郷村とのつながりを重んじたのは、その後の中国史の上に大きな影響をもつこととなった」¹³と主張し、そのような変化の理由を、次のように考察する。

大体において南宋では在地有力者間の通婚がふえているようである。これにはさまざまな理由が考えられるが、その第一のものとして、宋室の杭州への南遷があげられる。(中略)つまり江南においては、士大夫官僚のめざす中央政界のある場所と士大夫自身の経済的基盤のある場所とが合致していた。第二に、進士及第者の増加があげられる。領土が半減し、つくべき官職もへったが、進士及第者は相変らず多くとられた。そのためせっかく進士に及第しても、任官出来ないものがふえた。このような風潮は士大夫の過密化をおこし、ただ単に官職によりかかり、上層官僚同士の連繫を重んじるだけでなく、実質的な勢力基盤を重んじさせるようになったと思われる。ここに自己の出身地である郷村内での通婚を重んずる傾向がでてきたのである¹⁴。(下線、引用者。)

上の引用中に下線を付した部分、すなわち進士合格者過剰による就職難という部分が、清代にも通ずる、「地方化」の重要な背景だったのではないだろうか。

伊原氏の研究はHymes氏に大きな刺激を与えた。Hymes氏は、「北/南宋シフト」について、次のように述べる。

王安石、蘇軾、歐陽脩のような有名な宋の官員たち——すべて北宋だが——に固有の、

もとの住所 (residences) からはるかな新しい住居 (homes) へと常に移動するという傾向を指摘する者は一人ではない。伊原は、史彌遠や魏了翁 (いずれも南宋の人物、引用者) や彼らの姻戚たちのような者たちの、かなり異なった行動に注意を促している。彼らは一生、そしてその子孫たちも、原籍 (places of origin) に留まった。伊原は、これも一般的な北 / 南宋シフトを表しており、婚姻における変化と住所 (residence) における変化とは、なんらかの関連があるという¹⁵。

Hymes氏はさらに、Hartwell氏の研究を、

Hartwellにとって、北宋の政治史の決定的な事実、(中略) 何世代にもわたって政府で働くことを専門にし、それに応じて一族の戦略を形成した、官職保有一族という「職業エリート (professional elite)」が有力 (dominance) となったことである。このような一族はついには、宋の首都や補助的な都に本宅 (main residences) を構えた。それはしばしば故郷のはるか遠くにあった。そして最初から、原籍にかかわりなく、優先的に、彼ら自身のあいだで結婚した¹⁶。

と紹介する。Hymes氏は、「伊原の指摘した婚姻戦略におけるシフトは、Hartwellにとっては、北宋末期と南宋初期のあいだに職業エリートが消滅したことを反映している」¹⁷と述べる。

このように伊原氏とHartwell氏の研究を整理したHymes氏は、「エリートの婚姻パターンは、北宋と南宋のあいだで劇的に変化した」¹⁸のであり、「南宋のパターンは、かなりドラスティックな形で、あきらかに地方化 (localized) されている」¹⁹と主張する。Hymes氏によれば、

全国的かつ官僚的な (bureaucratic) 関心から、ローカルで非公式な (nonofficial) 関心へのシフトが、南宋のエリートの生活の多くの面に反響していることは、否定できないと思われる。婚姻におけるドラスティックな変化は、このシフトのもっとも明白で現実的な表現にすぎない²⁰。

南宋では、「県の境界や、たとえば地方の主な分水線などのような明白な地形的境界を越える婚姻は、とくに珍しい」ものであり、例外をのぞけば、「南宋のパターンは、ローカルな婚姻クラスターの、断片的な集まりになってしまった」²¹。

表4-5は、北宋・南宋・元の撫州のエリートの婚姻を示している。Hymes氏によれば、「北宋で繁栄したが、金による征服後に消滅した全国的な婚姻ネットワークは、元になっても復活しなかった」²²。北宋と南宋・元との違いは明らかである。とくに北宋の (F) 非隣接府

表 4-5 撫州の婚姻における相手の住所 (Hymes 氏の研究)

	北宋		南宋		元	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
(A) 同県	22	30.6%	60	65.9%	57	60.6%
(B) 隣接県：同府	11	15.3%	14	15.4%	15	16%
(C) 隣接県：異府	2	2.8%	11	12.1%	14	14.9%
(D) 非隣接県：同府	4	5.6%	0	0%	4	4.3%
(E) 非隣接県：隣接府	2	2.8%	1	1.1%	1	1.1%
(F) 非隣接府：	31	43%	3	3.3%	0	0%
（同路）	(0)	(0%)	(1)	(1.1%)		
（隣接路）	(6)	(8.3%)	(2)	(2.2%)		
（非隣接路）	(25)	(34.7%)	(0)	(0%)		
合計	72	100%	89	100%	91	100%

Robert P. Hymes, "Marriage, Descent Groups, and the Localist Strategy in Sung and Yuan Fu-chou," in Patricia Buckley Ebrey and James L. Watson eds., *Kinship Organization in Late Imperial China 1000-1940*, University of California Press, 1986, p. 103, TABLE 4.1 "Residences of Partners in Fu-chou Marriages" より。なお、表の題名では「住所」(residences)となっているが、本文の説明には、「双方の出身県がわかる (for which the county of origin of both partners is known)」(p. 102)と書かれているので、本籍地と考えて良いであろう。

の43%、なかでも非隣接路の34.7%という数字は突出している。これに対して、南宋・元ではとくに県内での婚姻が増加している。

1528年までの時期の安徽省徽州府休寧県(Hsiu-ning City)の呉氏について研究した Hazelton 氏も、休寧呉氏の結婚のパターンは、Hymes氏が宋・元代の撫州について指摘した「地方主義的戦略(localist strategy)」の型(version)を反映しており、Hymes氏によれば、ローカル・エリートにおける他の一族との婚姻による紐帯は、「潜在的な同盟者のプール(pool of potential allies)」を築くために使われたと述べている²³。また、1500年から1800年までの時期の華北の永平府の王氏について研究した Naquin 氏も、「王氏の婚姻パターンは全体として、次のことを示している。すなわち、もっとも成功した家系(branches)ですら、その交際範囲(social sphere)は、府よりはるかに大きいということはない。(中略)このエリアを越える婚姻はとても稀であった²⁴」と言う。このような「地方化」の傾向は、清代における観荘趙氏の婚姻にもあきらかに継続している。

(2) 江蘇省外との婚姻——「父方交叉イトコ婚」のもつ意味

「地方化」の傾向にもかかわらず、観荘趙氏には、江蘇省を越える婚姻も少数ながら存在した。以下では、ある程度事情のわかる事例について、具体的に検討していきたい。

表4-6は、観荘趙氏の江蘇省外との婚姻を示している。以下では、殿撰公分世、太原公分世、留郷八房に分けて考察する。文中に()で記したのは、表4-6中の番号である。

表 4-6 江蘇省外との婚姻

	世系	世 名	妻の父 1	妻の父 2	娘の夫 1	娘の夫 2
1	入城六房	25	趙申季		直隸順天府大興縣・舉人・直隸邯鄲縣知縣：方宏礼	
2	殿撰公	26	趙熊詔		安徽泗州盱眙縣・歲貢生：李国繩	安徽徽州府歙縣・国学生：洪公案
3	殿撰公	27	趙侗敦		浙江杭州海寧州・二品廕生：陳善詒	
4	殿撰公	27	趙仔敦		浙江杭州府錢塘縣・進士・戸部主事：勞宗茂	
5	殿撰公	28	趙觀男	浙江嘉興府海鹽縣人・副都御史：陳世倌		
6	殿撰公	28	趙梟男	安徽泗州盱眙縣人・歲貢生：李国繩	安徽泗州盱眙縣・庠生：李世區	
7	殿撰公	28	趙守緒	浙江杭州府錢塘縣人・河南藩庫大使：黄宏任		
8	殿撰公	29	趙懷玉	浙江嘉興府桐鄉縣人・候補州同・贈刑部主事：金惟詩	安徽太平府蕪湖縣・廩監生・阜陽縣訓導：龍輔	四川重慶府涪州人・貴西兵備道：周廷授
9	殿撰公	29	趙球玉	浙江杭州海寧州・二品廕生：陳善詒	浙江杭州海寧州・陳容敬（字）	
10	殿撰公	29	趙汝芬	安徽泗州盱眙縣人・候選訓導：李式園		
11	殿撰公	30	趙学愈		浙江湖州府長興縣・庠生：施春桃	
12	殿撰公	30	趙学輒		浙江湖州府德清縣・庠生：蔡壽昌	
13	殿撰公	32	趙興蕃	浙江金華府永興縣舉人：潘国耀		
14	殿撰公	32	趙国祥	山東濟南府歷城縣人・署陽湖縣知縣：孫亮		
15	殿撰公	30	趙燾		浙江杭州府海寧州：楊礼枋	
16	殿撰公	30	趙学彭		山西平定州：張穆	
17	太原公	26	趙鳳詔		奉天正白旗人・戸部主事：楊文健	山東青州府諸城縣・雍正丙午科舉人：劉純燁
18	太原公	27	趙健叙	浙江杭州府海鹽縣人・康熙丁丑科進士・陝西西安府知府：徐容		
19	太原公	27	趙倚敬	山東青州府諸城縣人・康熙乙丑進士・四川布政使司：劉榮		
20	太原公	28	趙瀛		廣東潮州府海陽縣・乾隆乙卯科進士・吏部郎中：伝玉林	
21	太原公	28	趙澧		四川・候補從九品：瞿烈光	
22	太原公	29	趙溶堯	奉天府海城縣人：楊潔	奉天府海城縣：鄭鐸	
23	太原公	29	趙長堯	高氏：吉林人		
24	太原公	30	趙耀三	奉天府海城縣人：任進才	吉林寬城子：肖亮	
25	太原公	30	趙耀先	奉天府牛莊鎮人：馬璽 吉林人：魏邦先		
26	太原公	30	趙仁基		湖南衡州府衡山縣人・道光己酉科舉人・浙江補用同知黃巖縣知縣：陳鍾英	
27	太原公	31	趙夢寅	吉林寬城子人：高福智		
28	太原公	31	趙夢麟	吉林人：杜福山		
29	太原公	31	趙謙益	河南歸德府永城縣人・貢生：王鶴賓		
30	太原公	31	趙熙文	直隸天津府天津縣人・道光辛巳科舉人・江蘇宜興縣知縣：馮翰		
31	太原公	31	趙烈文		湖南衡州府衡山縣・国学生：陳範	
32	太原公	31	趙豫培	浙江紹興府山陰縣人・国学生：何煒		
33	太原公	31	趙宋培	山東濟南府歷城縣人・河南候選知縣：汪兆琛		
34	太原公	32	趙頴	安徽徽州府績溪縣人・寧國府訓導：胡培系（聘）		
35	太原公	32	趙実	湖南衡州府衡山縣人・道光己酉科舉人・浙江補用同知黃巖縣知縣：陳鍾英		
36	太原公	32	趙文溶	浙江紹興府山陰縣人：陳□□		
37	企清公	27	趙東錫	安徽広徳州人・庠生：戈錦		
38	企清公	29	趙光先	浙江□□府□□縣人		
39	念普公	26	趙彭詔		河南開封府祥符縣：方綬	
40	念普公	28	趙集巧	安徽寧國府旌徳縣人・湖南長沙府湘鄉縣婁底市巡檢：汪良棟		
41	留郷八房	29	趙美初		浙江湖州府長興縣：宋□□	
42	留郷八房	31	趙誠之	河南汝寧府正陽縣人：楊□□		

まず、殿撰公分世についてである。第一に注目したいのが、「海寧陳氏」との婚姻（3・9）である。海寧陳氏は、先述のとおり、天下にその名を知られた名門である。崔來廷氏も『明清甲科世家研究』のなかで、「明清期、浙江、さらには全国の著名な科挙の名門〔甲科世家〕・学問の家柄〔書香門第〕となった」²⁵と海寧陳氏を紹介している。また、「康熙帝、乾隆帝はいずれも陳家に車駕を駐め、弘曆（乾隆帝を指す、引用者）は陳氏の隅園を「安瀾園」と改めた。世間には、弘曆はもともと海寧陳氏の子であるという説が伝わる」²⁶という。乾隆帝は漢民族であったという伝説は有名だが、それにも海寧陳氏が引き合いに出されるほどであった。観莊趙氏にとって、かなり格上の家とのあいだに結んだ婚姻関係だったということができる。

まず、殿撰公分世 27 世・趙侗敦の娘の一人が陳善詒に嫁いでいる。陳善詒の父は康熙 54 年乙未科（1715 年）の進士で翰林院編修を経て侍読にいたった²⁷陳邦直であり（乾隆丙辰博学宏詞文淵閣大学士劉綸「故浙江塩馱道副使趙公墓誌銘」卷十五、世編第五、17 頁）、陳善詒（雍正 8・1730-乾隆 40・1775 年）は正二品蔭生であった²⁸。次に、陳善詒の娘が殿撰公分世 29 世・趙球玉の妻となった。趙球玉は、趙侗敦の息子・趙繩男（殿撰公分世 28 世）の息子であるから、父の姉妹の娘と結婚したことになる。いわゆる「父方交叉イトコ婚」であるが、これについては後述する。さらに、趙球玉の娘が「浙江杭州海寧州、陳容敬」と婚約したが、結婚をまたずに陳容敬は死去した。趙氏は夫の家に行きつて舅姑に仕え、10 年後、31 歳で亡くなった²⁹。

さらに（5）の「浙江嘉興府海塩県人、副都御史、陳世倬」も、実際には「海寧陳氏」である。潘光旦氏によれば「史伝の記載では、陳氏はほとんど海寧籍とされているが、明の末葉から清の中葉まで、陳氏の子弟の 10 のうち 6-7 は、海塩籍で科挙に応じている。祖苞父子 3 人、および世、克などの輩の若干名は、いずれも『嘉興府志』の「選舉志」に載っている。訐、世倬、世倬、克鏞などは、海塩県の伝記に載っている（下線、引用者）」³⁰。下線を附したのがすなわち、陳世倬である。

第二に、安徽省泗州直隸州盱眙県的李氏との婚姻（2・6・10）である。殿撰公分世 26 世・趙熊詔の娘の一人が、安徽省泗州盱眙県の歲貢生・李国繩に嫁ぎ、つぎに李国繩の娘が殿撰公分世 28 世・趙彙男と結婚している。趙彙男は、趙熊詔の息子・趙倅徵（殿撰公分世 27 世）の息子であるから、これもまた父の姉妹の娘（＝父方交叉イトコ）と結婚したことになる。

第三に、安徽省徽州府歙県の洪氏との婚姻（2）である。この洪氏から有名な洪亮吉が出ることになるのだが、これについては、あとで「招贅婚」について述べるときに、再びふれることとしたい。

第四に、地方官としての任地に関連した婚姻と考えられるものに、「浙江湖州府徳清県、庠生、蔡壽昌」との婚姻（12）、「山東濟南府歴城県人、署陽湖県知県、孫亮」との婚姻（14）がある。前者は趙学轍が浙江省湖州府知府をつとめた関係、後者は観莊趙氏の地元である常州府陽湖県に赴任してきた官僚との縁によると考えられる。

次に、太原公分世である。第一に、遠隔の地である東北地方との婚姻（22・23・24・25・27・28）が目立つ。奉天府海城県、奉天府牛莊鎮、吉林、吉林寛城子などの地名がみえるが、これらは第2節で述べたように、太原公分世28世・趙朋男が幕友として奉天府海城県に遷ったために、その家系が東北地方で婚姻を結んだ結果である。これは遠い地方に移った分支が、転居先で地縁による結婚をしたものと位置づけられるので、常州觀莊趙氏が外省人と結んだ他の婚姻とは少し意味合いが異なる。

第二に、旗人との婚姻（17）である。「奉天正白旗人、戸部主事、楊文健」については不詳だが、漢軍正白旗人・楊宗仁の縁者と考えるのが妥当である。楊宗仁は監生から康熙35年に湖南省慈利県の知県となり、康熙40年に同じく湖南省の藍山県に転じた³¹。苗族が乱を起こしたときに功をあげ³²、康熙44年に、湖広総督・喻成龍と偏沅巡撫・趙申喬が「卓異に推薦し〔疏荐〕、甘肅省階州知州となった」³³。楊宗仁は康熙61年に湖広総督にまでのぼった。広東巡撫をつとめた楊文乾は、楊宗仁の息子である³⁴。名に「文」の字を共有する楊文健は、おそらく楊文乾と同世代の同族である。また楊文健は「戸部主事」であったから、戸部尚書をつとめた趙申喬と無縁でない。

第三に、「諸城劉氏」との婚姻（17・19）である。崔來廷氏は諸城劉氏について、「清代に、11人の進士及第、35人の挙人、秀才198人を出した。劉統勳とその子の劉墉は大学士にのぼり、位を極めた、康熙・乾隆・嘉慶朝の名臣である」³⁵と紹介している。ただし、諸城劉氏の歴史は比較的新しい。張傑氏によれば、諸城劉氏は明代には一人も官僚を出さなかったが、清代に入ってから官途につきはじめ、「劉攀龍が道光朝で挙人になったとき、（中略）劉氏は進士11人、挙人29人、合計40人を出していた。そのうち雍正・乾隆両朝が21人で、総数の50%以上を占めた」³⁶。觀莊趙氏も、明代末の崇禎庚辰科で進士になった24世・趙繼鼎以来の「新貴」の家であり、24世以降、（「支譜」に記述のある時期までに）9名の進士、7名の挙人を出しているので、まずまず釣り合いのとれた縁組みであったといえることができる。

少し詳しくみると、(19)の劉榮は康熙24年乙丑科（1685年）の進士³⁷であり、康熙52年に四川布政使になっている³⁸。康熙55年に、康熙帝が九卿に、清廉な〔清介〕大臣の名を挙げさせたことがあったが、劉榮はその四人のうちの一人であった³⁹。(17)の劉純煒は乾隆4年己未科（1739年）の進士⁴⁰、劉榮の息子であり、乾隆38年には順天府尹となっている⁴¹。

第四に、湖南省衡州府衡山県の陳氏との婚姻（26・31・35）である。太原公分世30世・趙仁基の娘の一人が、湖南省衡州府衡山県人で道光己酉科挙人・浙江補用同知黄巖県知県の陳鍾英に嫁いている。陳鍾英は、浙江省杭州府富陽県の知県（道光己酉科挙人浙江富陽県知県・陳鍾英「外舅趙公暨配方恭人墓碣」^{けつ}卷十六、世編第六、20頁）や浙江省湖州府烏程県知県も務めている（道光戊戌進士武英殿大学士一等毅勇侯・曾國藩「皇任湖北提刑按察使司按察使趙君神道碑」卷十六、世編第六、19頁）。さらにその後、陳鍾英の娘が太原公分世32

世・趙実の妻となっている。趙実は、趙仁基の息子・趙烈文（太原公分世 31 世）の息子であるから、父の姉妹の娘と結婚したことになり、父方交叉イトコ婚にあたる。また、趙烈文の娘の一人が、湖南省衡州府衡山県の国学生・陳範と婚約 [字] しているが、これも陳鍾英の同族とみてよいであろう。

観莊趙氏が湖南省の家と婚姻関係を結んだのは、衡山陳氏との 3 件のみである。趙仁基の三人目の妻・方氏は、趙仁基の死後、「子女は非常に幼く、遺産は少なかった。恭人（方氏を指す、引用者）は喪を奉じて帰り、宜興に住んだ。食は貧しく苦しみをなめ、教育し、養育し、嫁がせ、嫁をとり、成人として自立させ、家運を復興させた。（中略）娘が一人あり、道光己酉科挙人・浙江（省台州府、引用者）黄岩県知県、衡山の陳鍾英に嫁がせた」（同治癸酉優貢候選訓導・鄧嘉緝「趙母方恭人家伝」卷十六、世編第六、23-24 頁）というから、衡山陳氏との婚姻は方氏の縁によるものかもしれない。

最後に、留郷八房についてである。農村に残った家系に、江蘇省を越える婚姻（41・42）が存在することには、やや意外の念を覚えるが、（41）の場合、浙江省の長興県は江蘇省外といっても、図 4-3 などからわかるように、常州府宜興県に隣接している。省こそ異にしているが、近隣との婚姻に属するといえることができよう。（42）については、どうだろうか。後述するように、江蘇省内の江北（＝長江の北）地方との観莊趙氏の婚姻は、常州府靖江県（1 件）と通州直隸州（2 件）の 3 件のみである。前者と、後者のうちの 1 件とは、いずれも留郷八房の婚姻である。（42）の趙誠之は留郷八房 31 世にあたり、道光 23（1843）年生まれである。留郷八房 31 世は太平天国の被害者を 4 人出しており、河南汝寧府出身の妻は、趙誠之の 2 番目の妻である。あくまで想像の域を出ないが、動乱のなかで、留郷八房の一部は故郷を離れて江北に移住した可能性もあるのではないだろうか。

ここで、以上に何度か登場した「父方交叉イトコ婚」について考察しておきたい。男性エゴにとって、「父方交叉イトコ婚」とは、父の姉妹の娘との結婚である。「母方交叉イトコ婚」は、母の兄弟の娘との結婚、「母方平行イトコ婚」は、母の姉妹の娘との結婚である。表

表 4-7 父方交叉イトコ婚

家系	世	名	妻の父（父の姉妹の夫）
会理公	27	趙宜璋	国学生・呂丹書
念善公	27	趙恩訓	国学生・呂丹書
殿撰公	28	趙彙男	安徽省泗州盱眙県人、歳貢生・李国繩
殿撰公	29	趙球玉	浙江省杭州府海寧州人、二品廕生・陳善詒
殿撰公	30	趙学伊	蘇州府呉県人、国学生・繆璟
殿撰公	31	趙京錫	同里人、附監生・莊貴甲
中書公	30	趙学修	宜興県人・余晋紳
太原公	32	趙 実	湖南省衡州府衡山県人、道光己酉科挙人、浙江補用同知黄巖県知県・陳鍾英

4-7は、観荘趙氏にみられる父方交叉イトコ婚における妻の父を示している。先述のCooper氏とMeng Zhang氏の論文によれば、『紅樓夢』は、主人公・賈宝玉の結婚の取り決め[arranged marriage]のなかで、父方交叉イトコ婚よりも母方平行イトコ婚が構造的に好まれることを確認している⁴²、「古くからの親族関係を基礎として(親上加親)、既存の姻戚関係あるいは同盟へと賈家の政治的資本を投資するには三つの可能な選択肢があった。林黛玉—父方交叉イトコ婚、薛宝釵—母方平行イトコ婚、史湘雲—父の母の兄弟の息子の娘⁴³である。(中略)(薛、引用者)宝釵が選ばれるのは自明のこと(obvious choice)である⁴⁴。つまり、その他の要因も存在するが、第一に父方交叉イトコ婚があまり好まれなかったので、『紅樓夢』の二人のヒロイン—林黛玉と薛宝釵とでは、母方平行イトコである後者が賈宝玉の花嫁に選ばれるのが妥当な選択ということになるという。

イトコ婚については、現代中国においても、様々な調査研究がなされている。Cooper氏が浙江省で1988年と1989年に行なったフィールドワークによれば、「東陽(1988年より県級市、引用者)における交叉イトコ婚は、特に広範な慣行ではないとしても、確立された慣行であった。そして、父系の型よりも、母系の型のほうが一般的であった。かなりの割合の家庭は、一部の姻戚との紐帯を強化することを有益と考えていた。(中略)東陽では、地域の住人たちの述べた選好は、母方交叉イトコ婚を最も望ましいものとし(中略)、次に母方平行イトコ婚(中略)、そして父方交叉イトコ婚(中略)、最後に、姉妹交換(対門親)(中略)であった⁴⁵。

秦兆雄氏は、『堂婚(父方平行イトコ婚)』は、兄弟姉妹婚と同じように近親婚と見なされ、法律上も習慣上も常に厳しく禁止されていたが、「父方交叉イトコ婚、母方交叉イトコ婚及び母方平行イトコ婚」は、「通常『表婚』または『中表婚』と呼ばれるが、歴代王朝の婚姻法はこれらのイトコ婚には全体として寛容であった⁴⁶。さらに、漢族においては一般的に、「父方交叉イトコ婚は忌避されるが、母方交叉イトコ婚と母方平行イトコ婚は差し支えない⁴⁷と述べる。

江慶柏氏は、明・清代の蘇南すなわち江蘇省の長江以南地区の名家[望族]のあいだには、「連環婚姻があった。すなわち、相互のあいだの錯綜した婚姻である」という⁴⁸。明代の揚州城内には、父方交叉イトコ婚の例が非常に多くあったともいわれる⁴⁹。データ数は少ないが、観荘趙氏について見るかぎり、父方交叉イトコ婚が忌避されたという感触はない。さらに、父方交叉イトコ婚は遠方の家との婚姻のさいに、おそらくは関係をより強固なものにするために行われることが多いといえそうである。ただし、イトコ婚の問題について考察を深めるためには、より多くの事例、さらには母方交叉イトコ婚や母方平行イトコ婚との比較考察も必要となり、そのためには、観荘趙氏のみならず、婚姻の相手方の家譜を検討することが必要となるので、今後の課題としたい。



図4-3 妻の本籍地（江蘇省）

「南直隸輿図」輯自万曆七年（1579）『広輿図』（明羅洪先撰）王自強主編『中国古地図輯録・江蘇省輯』
 星球地図出版社，2012年，2頁より作成。

(3) 江蘇省内の婚姻 — 「招贅婚」のもつ意味

図4-3は、表4-2の江蘇省の部分を図示したものである。先述のように、妻の本籍地では、常州府内が241件（全体の約72.3%）を占めている。江蘇省内の常州府以外の府・直隸州・直隸庁⁵⁰については、江寧府⁵¹・通州直隸州・太倉直隸州が各1、松江府3、鎮江府9、そして蘇州府が49である。蘇州府が、常州府をのぞいた江蘇省内の婚姻（64件）の約76.5%を占めている。図4-4は、表4-3の江蘇省の部分を図示したものである。娘の夫の本籍地が常州府内にあるのは122件（全体の約72.6%）である。江蘇省内の常州府以外の府・直隸州・直隸庁については、江寧府・通州直隸州が各1、鎮江府が7、そして蘇州府が14である。蘇州府が、常州府をのぞいた江蘇省内の婚姻（23件）の約60.8%を占めている。

江蘇省内における観莊趙氏の婚姻については、次の点を指摘することができる。第一に、



図 4-4 娘の夫の本籍地 (江蘇省)

「南直隸輿図」輯自万曆七年 (1579)『広輿図』(明羅洪先撰) 前掲『中国古地図輯録・江蘇省輯』2 頁より作成。

常州府内の婚姻が圧倒的に多い。第二に、常州府に次ぐのが蘇州府であり、他の府・直隸州・直隸庁を大きく引き離している。第三に、江北地方、それもとくに徐州府・海州直隸州・淮安府など遠方の地方とは、婚姻関係が皆無である。第四に、江北とはいえ、比較的近い揚州府とのあいだに婚姻関係がないことである。

以下では、観莊趙氏の蘇州府との婚姻について考えてみたい。蘇州は明清期、江南最大の商業都市であった⁵²。さらに江蘇巡撫の駐在地でもあった⁵³。科挙においても、蘇州は清代に 26 人もの状元 (全国の 22.8%) を出しており、状元と役者は蘇州の特産物といわれた。明・清代の蘇州府の属県の進士数は、長洲 (元和を含む) 県、呉県、常熟 (昭文を含む) 県が上位 3 位を占め、いずれも 300 名以上であった。その下は、崑山 (新陽を含む) 258 名、呉江 (震沢を含む) 192 名、太倉 (鎮洋を含む) 180 名であった⁵⁴。

常州今文学派の発展を綿密に実証した Elman 氏は常州と、蘇州・揚州との関係について、

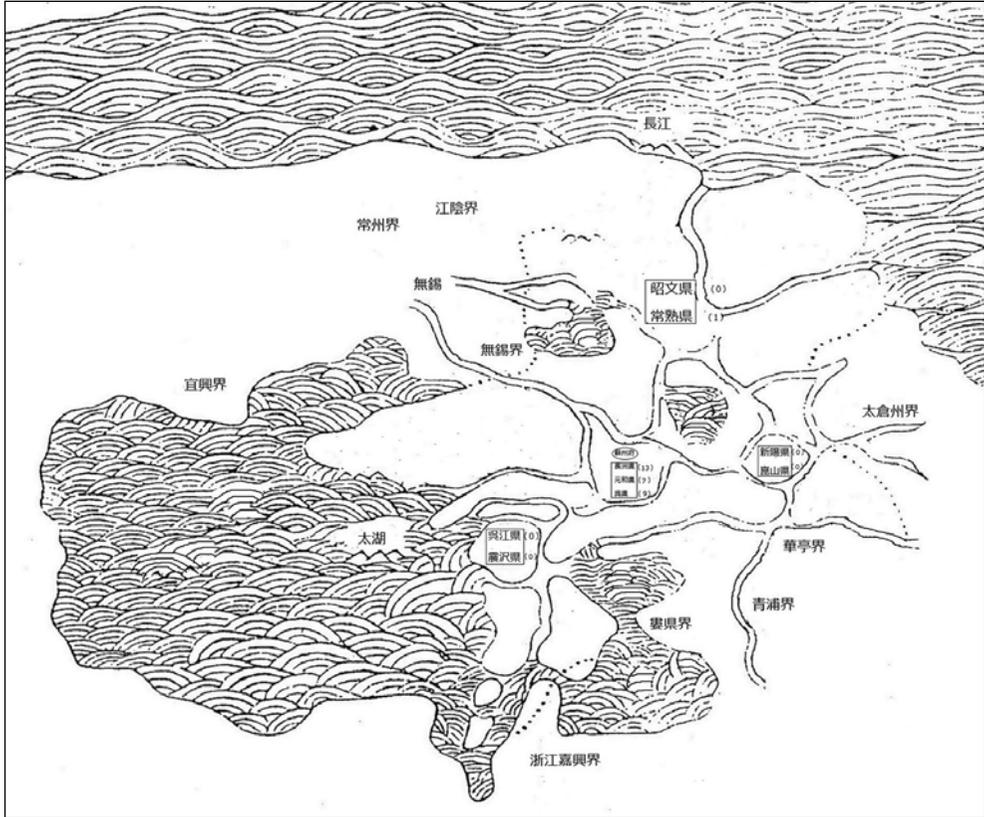


図 4-5 妻の本籍地（蘇州府）（このほか県が不明のもの 19 名）

「蘇州府図」輯自乾隆四十九年（1784）『大清一統志』前掲『中国古地図輯録・江蘇省輯』190 頁より作成。

「15 世紀には、常州は安定した政治的・行政的実体となっており、もはや揚州の政治的・文化的・経済的支配（dominance）に服してはいなかった。むしろ、常州の府城と主な県の中心（江陰は例外である）は、宋代以降、蘇州の発展サイクルの一部であった」⁵⁵と述べている。上述のように観莊趙氏は、揚州とのあいだに婚姻関係をもたなかったが、その背景にあったのは、常州の「揚州離れと蘇州への接近」だったとも考えられる。

図 4-5 は表 4-2 の蘇州府の部分、図 4-6 は表 4-3 の蘇州府の部分を図示したものである。観莊趙氏の婚姻は、いずれも蘇州府城と同城の 3 県に集中している。なお地図中には、複数の県が一つになっているものがある。これらは第一節で述べたように、雍正 2 年に常州府の武進県が分けられて陽湖県が置かれたのと同時に、長洲県を分けて元和県、吳江県を分けて震澤県、常熟県を分けて昭文県、崑山県を分けて新陽県が置かれたことによる。新しい県の役所は、それぞれ旧県と同じ城に置かれることになった⁵⁶。一例として、図 4-7 に蘇州府城の様子を示した。蘇州府の役所のほかに、吳県・長洲県・元和県の役所が同城に共存していることがわかる。

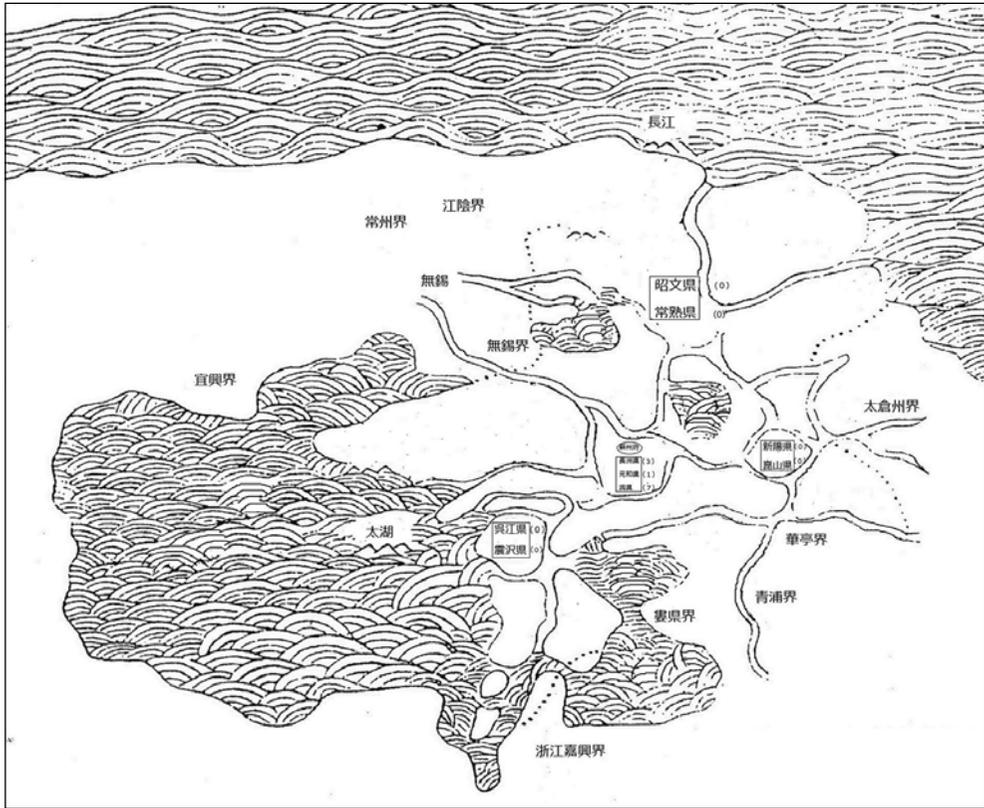


図 4-6 娘の夫の本籍地（蘇州府）（このほか県が不明のもの 3 名）

「蘇州府図」輯自乾隆四十九年（1784）『大清一統志』前掲『中国古地図輯録・江蘇省輯』190 頁より作成。

第 2 節でふれた太原公分世 27 世趙偉枚の妻・許氏⁵⁷は蘇州府常熟県の許穀⁵⁸の娘であったが、蘇州と関係が深いのは殿撰公分世である。これは、殿撰公分世 26 世・趙熊詔が康熙 48 年己丑科（1709 年）で状元（殿試の首位合格者）になったことと関係していると考えられる。趙熊詔の息子の一人、殿撰公分世 27 世・趙仔敦（康熙 37 年生まれ）の妻・王氏は、「蘇州長洲县人，進士，状元，詹事府詹事，王世琛」の娘であった。王世琛⁵⁹の属する「東山王氏」は明清期に 11 名の進士（状元 1 名，探花 1 名，武進士 1 名をふくむ）を出した⁶⁰。王世琛が状元になったのは康熙 51 年壬辰科（1712 年）⁶¹なので，趙熊詔の次の科の状元ということになる。

さらに，趙熊詔の孫にあたる殿撰公分世 28 世・趙繩男の妻は，蘇州府長洲县人・浙江寧紹台道の葉士寬⁶²の娘であった。趙繩男と葉氏のあいだに生まれた息子が，前節までに何度か登場した殿撰公分世 29 世・趙懷玉である。趙懷玉の学問・品行が若いころから有名であったのは，葉氏から始まるというのは衆目の一致するところであったという（毛燧伝「葉宜人墓誌銘」卷十五，世編第五，23 頁）。趙懷玉には金氏，張氏，沈氏という 3 人の妻がいたが，

り、ついに再び出なかった。家居二十年、門を閉ざして世事に与らず、故郷で後進の教育にあたった⁶⁵。「康熙起居注」にも繆彤の名が登場しており、康熙帝が「昔は蘇州〔吳中〕の郷紳は余計なことをした〔多事〕ときくが、近頃はどうか」とたずねたのに対し、その直前まで江寧巡撫をつとめていた湯斌は、暮らしぶりの良い者の一人として、「繆彤もまた門を閉ざして学問しています」と答えている⁶⁶。繆家の慎重な家風をうかがい知ることができる。

趙覲男を婿に迎えた繆曰藻(1675-1761)は繆彤の息子であり、康熙54年乙未科(1715年)の榜眼、すなわち殿試の第二位合格者であった⁶⁷。繆曰藻については、次のような伝がのこされている

繆曰藻、字は文子、晩号は南有居士。呉县人。翰林侍講・彤の子。康熙乙未殿試第二、編修を授かる。司経局洗馬に遷り、広東で学政をつとめた。部下の監督不行届で失職〔鐫職〕した。高宗(乾隆帝のこと、引用者)が登極し、詔して原官にもどそうとしたが、母が老年であることを理由に辞し、ついに出なかった。宮城で官につくこと18年近く、順天府の試験を校すること三度、礼部の試験を校すること一度、纂修に与ること三度であった⁶⁸。蒼顔秀眉、書や画の目利きであった。(中略)雲林のように清らかで奥深い様子であった。父母に孝養を尽くし、兄弟とは仲が良く、12人の姉妹のうち寡婦になった者は引き取って養ってやった。奴を買って、良家の子であれば、文書を焼いて、自由にしてやった。童僕〔僮〕が貴重な硯を割っても微笑するだけであった。(中略)卒年は80であった⁶⁹。

繆氏にはこのほか、万暦29年の進士・繆国維⁷⁰(繆彤の祖父)、康熙12年の進士・繆錦宜⁷¹(父は繆慧遠)、康熙27年の進士・繆継讓⁷²(父は繆慧遠)、雍正元年の進士・繆曰莒⁷³(兄は繆曰藻)、乾隆2年の進士・繆遵義⁷⁴(父は繆曰藻)、乾隆4年の進士・繆敦仁⁷⁵(父は繆曰藻)などがある。繆国維、繆国維の息子・繆慧遠⁷⁶、繆曰莒⁷⁷、繆遵義⁷⁸、繆曰藻の孫・繆璣⁷⁹らについての記述には、学問や医学に親しみ、官位に執着の薄い様が描かれている。

下の表4-8から表4-11までは、趙覲男とその息子たちの家系を示したものである。表中に傍線あるいは下線を付したのは、学籍・墓所・昭忠祠のうち、蘇州に関するものである。地名に付した()部分は、「支譜」の他の箇所を参照して明らかになった部分である。「昭忠祠」については、第2節で述べたように、戦死した官や兵をまつた祠である。妻・妾の本籍地および娘の嫁ぎ先は、趙氏男子のアイデンティティを特定するのに直接に役立つわけではないが、判明するものは参考までに記した。これらも明らかに蘇州府が多い。

以下、趙覲男の家族について、やや詳しく述べてみたい。最初の妻・陳氏は浙江省嘉興府海塩県出身だが、先述のように、「海寧陳氏」の一員である。陳氏は16歳で長男・趙華玉、18歳で次男・趙韋玉を産んだあと、乾隆7(1742)年に19歳で亡くなった。2番目の妻が蘇州府呉県の繆氏であり、趙覲男が入贅した。繆氏は、三男と四男を幼時になくしたあと、

表 4-8 趙觀男の家系

氏	妻・妾				息子 (29 世)								娘	
	本籍地	生年	没年	墓所	兄弟の順	行 (兄弟姉妹の順)	氏名	生年	没年	妻	墓所	備考	数	嫁き先
趙觀男 (28 世)・康熙 59 (1720 年) 墓所・呉県西跨塘万青山清水塔丁山突向 陳氏 (1720 年) 墓所・西跨塘万青山清水塔丁山突向 繆氏 (1784 年) 墓所・西跨塘九龍塢丁山突向 包氏 (妾) (1784 年) 墓所・西跨塘九龍塢丁山突向	浙江省嘉興府海鹽縣	雍正元 (1723) 年	乾隆 7 (1742) 年	(呉県) 清水塔に合葬	長男		趙華玉	乾隆 4 (1739) 年	乾隆 46 (1781) 年	汪氏 (同里)	(豊西郷) 壩頭村祖塋昭穴	趙駿男に出嗣	なし	
					次男	一	趙草玉	乾隆 6 (1741) 年	乾隆 48 (1783) 年	王氏 (長洲縣)	棲鸞郷欽風溝			
	呉県	康熙 61 (1722) 年	乾隆 40 (1775) 年	(呉県) 清水塔に合葬	三男		趙辰玉	不明		なし	不明	殤	3 人	①国学生・繆璟 ②殤 ③国学生・程永圻 ④州同・呉蕃
					四男		趙貴玉	不明		なし	不明	殤		
					五男	四	趙豊玉	乾隆 20 (1755) 年	嘉慶 4 (1799) 年	蔣氏	呉県田溝村左壩巖山乾向			
					六男	七	趙桓玉	乾隆 25 (1760) 年	嘉慶元 (1796) 年	蔣氏 (蘇州府 □県)	長洲县象山塘坊村壬山丙向兼子午三分			
					七男		趙奇玉	不明		なし	不明	殤		
	不明	乾隆 23 (1758) 年	道光 17 (1840) 年	呉県西跨塘九龍塢丁山突向	八男	十二	趙渭玉	乾隆 48 (1783) 年	道光 20 (1840) 年	林氏	(呉県) 西跨塘九龍塢丁山突向		1 人	

表 4-9 趙豊玉の家系

29 世	30 世	31 世	32 世	33 世
趙豊玉	趙学伊 (常州・蘇州昭忠祠, 趙氏忠義祠, 葬・(呉県) 田溝村祖塋, 妻繆氏・呉県, 娘・呉県殿氏)	趙世榮 (元和県庠生, 妻沈氏・長洲縣, 妾孫氏・呉県)	趙爾濟 (妻謝氏・長洲縣)	
		趙世勳 (元和県廩膳生, 葬・(呉県) 田溝村祖塋, 常州・蘇州昭忠祠, 趙氏忠義祠, 妻沈氏・長洲縣)		
		趙世綸 (葬・(呉県) 田溝村祖塋, 妻蔣氏・長洲縣)		
		趙世泰 (未娶, 葬・(呉県) 田溝村祖塋, 常州・蘇州昭忠祠, 趙氏忠義祠)		
		趙慶霽 (殤)		
		趙学榮 (厝・(呉県) 田溝村祖塋側, 妻陸氏・元和縣, 娘・呉県屠氏)	趙慶熒 (厝・(呉県) 田溝村祖塋側, 妻李氏・呉県, 妾何氏・呉県)	趙承志 (殤)
趙学伯 (葬・呉県五都五園化字圩, 妻汪氏・呉県, 妻楊氏・呉県)	趙慶錫 (葬・(呉県) 化字圩祖塋, 常州・蘇州昭忠祠, 趙氏忠義祠, 妻陳氏・呉県)	趙承惠	趙承忠	
	趙慶鎔 (葬・(呉県) 化字圩祖塋, 常州・蘇州昭忠祠, 趙氏忠義祠, 妻汪氏・呉県)	趙文炳 (兼祧, 妻王氏・長洲縣)		

田溝村は田溝村と同一と判断して、呉県とした。

33 歳で五男・趙豊玉, 38 歳で六男・趙桓玉を産んだ。七男は夭逝した。繆氏は娘を 3 人産んでいるが、娘の生年は「支譜」には書かれず、夭逝した息子の「行」(兄弟姉妹の順)も記されないの、兄弟姉妹の順を確定するのは難しい。趙觀男の長女が、「国学生, 繆璟」に嫁いでいるが、これはおそらく呉県繆氏の一人であろう。さらに、表 4-9 に登場する殿撰公分世 30 世・趙学伊 (趙觀男の孫) の妻の父は「蘇州府呉県人, 国学生, 繆璟」であるから、「父方交叉イトコ婚」がここにも出現している。

表 4-10 趙桓玉の家系

29 世	30 世	31 世	32 世	33 世
趙桓玉	趙学潞 (蘇州府庠生, 葬・(長洲縣)象山唐坊郵祖塋壬山丙向, 妻陸氏・元和縣, 妻汪氏・吳縣)	趙慶宜 (塲)		
		趙慶書 (未娶, 葬・(長洲縣)唐坊郵祖塋穆穴)		
		趙慶徠 (妻蔣氏・蘇州)	趙承霖 (塲)	
		趙慶祁 (蘇州昭忠祠, 趙氏忠義祠, 妻丁氏・蘇州)	趙培佑 (塲)	
	趙学侃 (葬・(長洲縣)象山唐坊郵祖塋壬山丙向兼子午二分, 妻朱氏・蘇州, 妻程氏・蘇州)	趙慶常 (妻朱氏・蘇州)	趙承誥 (妻程氏・蘇州)	
		趙慶章 (蘇州府庠生, 葬・陳?裏, 妻程氏・蘇州)	趙承訓 (兼祧・趙慶芬, 妻鮑氏・蘇州)	趙培元
		趙慶覃 (葬・(長洲縣)唐坊郵新阡昭穴壬午向兼壬丙三分, 妻顧氏・元和縣)	趙承謨 (塲)	
		趙慶芬 (未娶, 葬・(長洲縣)唐坊郵祖塋)	趙承誠 (未娶)	趙培德 (趙承訓の子)
	趙学泌 (葬・元和縣南三十一都二十三閘尹山樊莊圩蓮湖浜主穴辛山乙向兼戌辰二分, 妻汪氏・長洲縣, 娘・吳縣何氏, 蘇州陳氏, 吳縣薄氏, 吳縣韓氏)	趙廷奎 (元和縣庠生, 葬・(元和縣)蓮湖浜祖塋昭穴辛山乙向兼酉卯, 妻葉氏・蘇州, 妾張氏・蘇州)	趙光第 (塲)	
		趙廷緯 (葬・(元和縣)蓮湖浜祖塋右, 妻何氏・蘇州, 妾曹氏・蘇州, 娘・長洲縣朱氏)	趙光祖 (葬・(元和縣)蓮湖浜新塋庚山甲向兼酉卯, 常州・蘇州昭忠祠, 趙氏忠義祠, 妻何氏・吳縣)	趙維賢 (趙國裕の子)
		趙廷綏 (未娶, 葬・元和縣?字圩)	趙光鏞 (塲)	
		趙廷彩 (葬・吳縣穹窿山姚妃塋, 妻韓氏・元和縣, 妾褚氏・吳縣, 娘・長洲縣潘氏, 吳縣程氏)	趙國英 (妻何氏・元和縣)	
	趙学彬 (元和縣庠生, 葬・(長洲縣)唐坊村祖塋壬山丙向兼子午三分, 妻朱氏①・蘇州, 妻朱氏②・蘇州, 娘・長洲縣陸氏, 蘇州程氏)	趙慶衍 (塲)	趙國藩 (趙廷彩の子, 妻祝氏・崇明縣)	
		趙恩夔 (元和縣庠生, 葬・長洲縣白馬澗, 蘇州昭忠祠, 趙氏忠義祠, 妻程氏・蘇州)	趙國祥 (妻彭氏・元和縣, 妻孫氏・歷城縣)	
			趙國瑞 (塲)	
			趙國裕 (長洲縣庠生, 妻張氏・長洲縣)	
		趙同毅 (長洲縣庠生, 妻潘氏・長洲縣)	趙維城 趙維鎔	
		趙國雍 (妻陳氏・蘇州)		
		趙國平 (妻陳氏・蘇州)		

①唐坊郵および唐坊村は塘坊村と同一と判断して、長洲縣とした。

②?は判読不可能な部分である。

表 4-11 趙渭玉の家系

29 世	30 世	31 世
趙渭玉	趙学璟 (塲)	
	趙学璣 (塲)	
	趙学曾 (葬・(吳縣)九龍塢祖塋側, 妻張氏・蘇州)	
	趙学晋 (妻李氏・蘇州)	趙步瀛 (塲)

趙觀男が妾・包氏を迎えたのが、繆氏の生前なのか没後なのかは記されていないが、繆氏が亡くなったのが乾隆 40 (1775) 年であり、乾隆 23 (1758) 年生まれの子包氏はそのとき 17 歳であったこと、八男の趙渭玉を産んだのが 25 歳であったことを考えると、正妻である繆氏の死後に妾を入れたと考えるほうが妥当ではなかろうか。繆氏が亡くなったのは乾隆 40 年、そのとき趙觀男は 55 歳であった。包氏は娘も 1 人産んでいる。趙觀男は乾隆 49 (1784) 年に 64 歳で亡くなるが、墓は蘇州府呉県におかれた。既に亡くなっていた二人の正妻は、趙觀男の死後、呉県の墓に合葬された。妾の包氏は同じく呉県に葬られたが、合葬はされなかったようである。

趙觀男の息子たちの世代に、目を移そう。長男・趙華玉は、嫁とりをせずに亡くなった、趙觀男の兄・趙駿男のあとを継いだ。墓のある「壩頭村」は、趙駿男の墓所のある「豊西郷壩頭村」であろう。豊西郷は、常州府城のすぐ東に位置する。次男・趙章玉は、妻を蘇州府長洲県から迎えているが、墓は常州府の棲鸞郷（觀莊のある地）につくられた。このように、最初の妻である陳氏の息子 2 人は常州府に葬られたことがわかる。

五男・趙豊玉は、蘇州府呉県に葬られた。妻の蔣氏の本籍地は不明だが、弟の趙桓玉の妻が蔣氏で蘇州府の人間であるところから、同じく蘇州府の可能性が高い。六男・趙桓玉も、蘇州府の長洲県に葬られている。妻の蔣氏の本籍地は蘇州府（県は不明）である。このように、2 番目の妻・繆氏の産んだ息子たちはいずれも、蘇州府に墓がある。八男の趙渭玉は妾の包氏の息子であり、母とともに蘇州府呉県に葬られている。妻の林氏の出身は不明である。

趙觀男の家系については、次の点を指摘することができる。第一に、趙觀男および入贅以後に生まれた男子は、すべて趙姓である。第二に、入贅以後に生まれた男子で学籍を持つ者は、すべて蘇州府の学籍（蘇州府学 2、元和県学 5、長洲県学 2）である。第三に、先妻の息子たちは常州府に埋葬され、入贅先の蘇州府で生まれた息子たちは、妾の息子も含めて、判明するかぎり、すべて蘇州府に埋葬されている。判明する男子の墓の場所は、呉県 14、元和県 5、長洲県 8 である。墓所には、しばしば「祖塋」という言葉が出てくるが、これらはすべて蘇州府の墓所なので、趙氏ではなく繆氏の「祖塋」と考えられる。「厝」は、安置または仮埋葬を意味している。第四に、「祠」⁸⁰については、趙豊玉の家系の 5 人はすべて常州と蘇州府の両方の昭忠祠に祀られたのに対して、趙桓玉の家系 3 人のうち 2 人は蘇州府にしか祀られておらず、1 人は常州と蘇州府の両方にまつられている。この違いがどこから生じるのか、まだわからない。

比較のために、安徽省徽州府から蘇州府に遷居した例を二つ見てみたいと思う。まず、徽州府と蘇州府について、簡単に述べておきたい。唐力行氏らによると、明・清代に、徽州府に属する 6 県の進士は合計 652 名、そのうち明代が 405 名、清代は 247 名であった。明・清代の徽州属県の進士数では、歙県が第一位 (282 名) であった。清嘉慶 25 (1820) 年、徽州府六県の人口は 247 万 4839 人、面積は 9600 平方キロ、人口密度は 1 平方キロあたり 257.80 人であった。同年、蘇州府の人口は 547 万 3348 人、面積 5100 平方キロ、人口密度は 1 平方

キロあたり 1073.21 人であった。歴史上、蘇州の発展は常に徽州より一步先を進んでおり、徽州から蘇州に向かう流動が両地のあいだのもっとも基本的な流れであった⁸¹。

さて第一に、潘氏についてである。三国東呉以来の大族「顧・陸・朱・張」にかわり、清代の蘇州の大族といえば、「彭・宋・潘・韓」であったという⁸²。唐力行氏は、状元・潘世恩（1769-1854 年）を出した「大阜潘氏」について、次のように述べている。大阜潘氏は徽商の一員として、清初に蘇州に住み始めたが、本当に蘇州社会に溶け込んで、真の蘇州人になったのは、乾隆中期の第 29 世「奕」字輩であった。乾隆 34（1769）年、潘奕雋が進士になったあと、正式に「呉県籍に改入」した。その後、潘奕雋の弟・潘奕藻もまた呉県籍に改入した。潘奕雋・潘奕藻兄弟が相次いで進士に及第し、改籍したことは、大阜潘氏が正式に蘇州社会に溶け込み始めたことを示している⁸³。

第二に、蘇州汪姓の一つである「呉趨汪氏」について、張一柔氏は次のように述べる。「遷呉一世祖」（呉に遷ってきた最初の祖先）である第 82 世・汪尚賢（1613-1670 年）は、徽州府歙県で武秀才となったあと、商人に転身し、20 歳のころには蘇州一帯を往来していた。蘇州が気に入った汪尚賢は、清初に閶門内の呉趨坊に定住したが、埋葬されたのは徽州府の休寧県であった。彼の長男・汪文瑞が宋仙洲巷に遷ってきたが、この汪文瑞から、代々の墳墓は蘇州 [呉中] に置かれるようになった。「当時、一部の地方の戸口条例は次のようなものだった。外来戸は、田地墳墓が当地 [本地] にあり、20 年前後を経れば、その住所に入籍することができる。したがって、墳墓を蘇州に置くことは、汪氏が蘇州籍に入るための条件をつくったのである」⁸⁴。

以上、二つの事例からは、次のようなことが考えられる。第一に、潘氏が蘇州に溶け込むのに百年を要したことと比較して、趙観男の一族はすみやかに蘇州社会の一員となったように見えるため、「入贅」は遷居をスムーズに運ぶために有効な手段だったのではないかということである。第二に、張一柔氏のいう「一部の地方の戸口条例」が具体的に何を示すのか明らかでないが、墓の所在が、遷居において重要であったことが推測される。

さて、趙観男のような婿入り型の婚姻は、「招贅婚」あるいは「妻方居住婚」と呼ばれる。先述の「イトコ婚」と同様に、人類学の研究対象の一つである。Wolf 氏と Huang 氏によれば、「妻方居住婚」の女性側には、家系の保存と労働力の増加などの目的があった⁸⁵。男性の再婚に妻方居住婚が多いことについて、Wolf 氏と Huang 氏は、「媳婦仔（いわゆる童養媳、引用者）を育てたあと、あるいは成人婚で娶った少女のために婚資を払ったあと、家族は、二番目の嫁を養育することはできず、そして大抵の場合、もう一度婚資を払うことはできなかった。さらに公平という点から、誰かが二度目の機会を与えられる前に、一家の息子たちはすべて一度結婚する機会を与えられるべきであった」、再婚男性が妻の家族に婿入りしたのは、おそらく、それ以外の「唯一の選択肢がやもめ暮らしだったからであろう」と述べている⁸⁶。さらに、「一つの可能性は、彼らは男子に恵まれすぎた人々の息子であったということである」⁸⁷と述べて、男子が多すぎる場合、婿に入ることがあると指摘する。

秦兆雄氏は、2002年に行なわれた湖北省農村での調査から、「招贅婚は岳父と婿の間に交わした契約に基づいて結ばれ、普通、経済的に貧しく嫁娶婚を行うことができない家の息子がこの形態の婚姻を受け入れるが、婿は社会的に低く評価される。これは決して特殊な現象ではなく、台湾を含めた漢族社会全体に共通して見られる傾向である」⁸⁸と述べる。そして「取引の過程においては、岳父は有利な立場にあり、一貫して主導権を握っている。普通の若者はそれを避けるが、生家が貧しい若者は、その条件を受け入れる。彼らは男性としての名誉を失うが、聘金及び結婚に関わる諸費用が免除され、結婚という目的を達成することができる」⁸⁹のであり、「調査地域では普通年限婿は改姓せず、終身婿が改姓している」⁹⁰。「上門女婿」（終身婿）の婿入り後に生まれた息子については、『「長子承祧，次子帰宗（長男は岳父の姓と系譜を継ぎ，次男は上門女婿の実家に帰属し，その姓を継ぐ）」という原則に従う。しかし、実際は全ての息子達は、岳父の姓と系譜を継ぐ場合が圧倒的に多い」⁹¹という。

では趙観男の場合は、どうであろうか。第一に、観莊趙氏が、嫁とりもできないほど困窮していたとは考えられない。第二に、父・趙侗教には4人の息子がいたが、長男・元次は夭逝し、次男・駿男も妻帯せず亡くなった。結婚した息子は、三男・観男と四男・繩男二人だけなので、当時としてはむしろ少ない部類であろう。第三に、女性側についていえば、繆曰藻には少なくとも、繆遵義と繆敦仁という二人の息子がいた。さらに、趙観男が繆氏に婿入りしたのは、前妻・陳氏が亡くなった乾隆7年以降であるはずだが、繆遵義は乾隆2年、繆敦仁は乾隆4年に進士に合格している。したがって、婿入りしたときに岳父の息子たちが幼かった、あるいは婿入り後に息子が生まれたという事情ではない。また、趙観男は結婚後に改姓していないし、生まれた息子たちが繆の姓を継いだ形跡もない。第四に、繆家が労働力を欲していたというのは、あり得ない話であろう。あえていえば、再婚であるという点が、招贅婚を促したといえるかもしれない。最初の妻・陳氏は、先述のように「海寧陳氏」の一人であったので、結納金が高額だったかもしれないと想像することは可能である。また、息子たちが官界に入り、家郷で暮らすことができない場合に、婿をとって家を守らせるというのは、あり得ることである。

陳其南氏は「漢人の招贅婚の本来の意味は、純粹に系譜上の家督〔宗祧安排〕についての婚姻制度で、夫婦の結婚後の居住場所は二の次のことである」⁹²と述べているが、清代江南の妻方居住婚にとっては、居住地こそが最大の関心だったのではないだろうか。また、Elman氏は、次のように述べている。

妻方居住婚は、少なくとも宋代以降、江南の重要な宗族（lineages）のあいだでは、ありふれた戦略であった。社会的地位の高い家の息子が、他のコミュニティに移り、跡継ぎのいない家の娘と結婚することによって、その宗族の新たな分家（segment）をつくることができた。しかし、跡継ぎのいない家の家系を継ぐ（これが妻方居住婚ではふつうである）というよりは、婿は新しいコミュニティで彼自身の姓を使いつづけた⁹³。

上の Elman 氏の指摘も重要ではあるが、なお「跡継ぎのいない家の娘」が結婚対象である点が、通常の妻方居住婚に近い。

ここで注目したいのが、Dennerline 氏と Watson 氏の指摘である。Dennerline 氏は、宋代から清代にかけての江南の無錫県についての研究から、「錢氏と華氏の最初の宋代の移入者たちは称号や特権をもたらしたが、地元の (local) 地主エリートの娘たちと結婚した。ひとたび定住すると、彼らは息子たちを、いわば本拠地 (homestead) と進出先 (frontier) とに分け、広い地域の多くのさまざまな姓と結婚しつづけた」⁹⁴と述べる。

人類学者の Watson 氏は、Dennerline 氏や先述の Hymes 氏を含む歴史学者の研究に基づいて、妻方居住婚について次のように総括している。帝政後期の中国には、少なくとも 2 つのタイプの妻方居住があり、一つは主として生物学上の再生産のためのものであるが、もう一つの場合では、「花婿の目的は、有力で富裕な舅と同盟を結ぶことである。(中略) この形の妻方居住では、積極的な発動者 (agent) は花婿であって、舅ではない。花婿が転居を決定する」のであり、

問題となっている男性たちは姓を変えず、事実上、彼ら自身の父系出自集団 (patrilineal descent groups) の家系 (branches) を始める責任を負っていた。実際には、妻方居住 (uxorilocal residence) は、無錫における宗族 (lineage) 分裂のためのメカニズムであり (Dennerline の研究)、撫州における父系集団 (agnatic groups) のあいだの家系 (branch) 形成 (Hymes) であった。これらの記述の行間を読むと、舅の世帯 (household) あるいは地方 (locality) (近所? 村? 町?) に移ることは、地位の高い (higher) エリートの間 (男性の) 社会的流動のありふれた戦略であったことは明らかである。しかし、転居は、移住者自身の父系集団 (patrilines or agnatic groups) との断絶をつねに伴うわけではなかった⁹⁵。

潘光旦氏の研究にも、「贅」についての記述は何度も登場する⁹⁶。さきにふれた「東山王氏」にも「入贅」した祖先がいる⁹⁷。

表 4-12 は、観荘趙氏が婿を送り出した招贅婚を示している。本稿は、比較的明確な記録のある 24 世以降を考察対象としているが、本表には例外的に 16 世も加えてある。「遷観荘始祖」の 16 世・趙珍は、鄧氏への「婿入り [贅]」のために、棲鸞郷の観荘に移居した。趙珍には 7 人の息子がいたが、すべて「家譜」に記載され、鄧氏の姓を継いだ形跡はない⁹⁸。趙珍と先述の趙観男、これら 2 件の「入贅」には、どちらも「遷居」が関係している。

表 4-13 は、観荘趙氏が婿を受け入れた招贅婚を示している。第一の例として、入城六房 24 世・趙繼鼎は、「同年」の毛亶鞠と婚姻関係を結ぶ [結姻] ことにしていたが、毛は亡くなり、その家は貧しく、趙繼鼎はその子を婿として迎えた。「亶鞠」は毛協恭の号である。毛協恭は武進人であり⁹⁹、趙繼鼎と同じく、崇禎 13 年庚辰科 (1640 年) の進士であった¹⁰⁰。

表 4-12 観荘趙氏が婿を送り出した招贅婚

家系	世	名	岳父	備考
遷観荘以下	16	趙珍	鄧？	「婿入り〔贅〕のために、棲鸞郷の観荘に移居した」（巻二、遷観荘以下世表第三、20頁）。
殿撰公	28	趙観男	蘇州府呉县人、康熙乙未科一甲第二名進士、司経局洗馬・繆曰藻	「婿入り〔贅〕によって、蘇州に遷居した」（巻四、殿撰公分世表第七上、10頁）。

表 4-13 観荘趙氏が婿を受け入れた招贅婚

岳父			婿	備考
家	世	名		
入城六房	24	趙繼鼎	同里・毛繩錫	「さきに長安に旅し、同年の毛亶鞠の幼子である繩錫と結婚の取り決めをした〔締姻〕。国は変わり、毛は亡くなり、閩署家は没落した。先生は繩錫を連れて帰り、学問を教え、婿入り〔贅〕させて、10年同居した」（巻十二、世編第二、16頁）。
殿撰公	26	趙熊詔	安徽徽州府歙県、国学生・洪公案	「（洪亮吉の、引用者）祖父・公案は候選直隸州州同、武進趙氏に婿入り〔贅〕した」（惲敬「前翰林院編修洪君遺事述」『大雲山房文稿』二集卷三）。

第二の例として、趙熊詔の娘の一人は、「安徽省徽州府歙県、国学生、洪公案」を入婿として結婚した。これについて、江慶柏氏は次のように述べている。

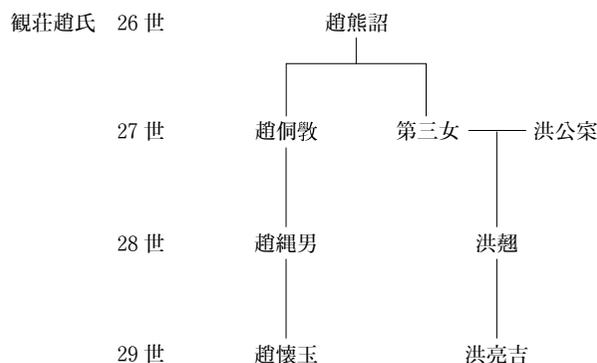
ある家族はもとは勢力がなかったが、名家との婚姻を通じて、相応の発展を遂げた。常州洪氏家族は比較的目立った例である。乾隆初年、安徽省歙県を原籍とする洪公案は、常州の趙申喬の孫娘、趙熊詔の第三女を妻として、常州に移ってきた。生まれた翹が、常州の蔣敦淳の娘を妻とした。洪氏家族は常州に少しも基礎がなかったが、遷常三代で洪亮吉のときになると、次第に名声を得て、日増しに隆盛した。これは明らかに、洪家が県の大姓である趙氏、蔣氏と前後して婚姻したと無関係でない¹⁰¹。

洪亮吉は江蘇陽湖人、乾隆 55 年に 45 歳で榜眼となり、翰林院編修を授かった¹⁰²。陽湖県人・惲敬は、洪亮吉の家系と、洪亮吉が嘉慶帝の命によって投獄された¹⁰³ ときのことを、次のように記している。

君の諱は亮吉、字は君直、もう一つの字は稚存である。唐代の宣歙觀察使・宏経綸が洪氏と改姓した。子孫は代々歙人であった。君の曾祖父・璟は大同知府、祖父・公案は候選直隸州州同¹⁰⁴ であり、武進趙氏に入贅した。武進はのちに陽湖と分かれた。君は陽

湖左廂花橋里人である。父・翹は国子監生，母は蔣氏であった。君は6歳にして父を亡くした。(中略)君の友である中書・趙君懷玉は，君が牢につながれ藁を敷いて坐っているのを見ると，大泣きして地に身を投げ，物を言うことができなかった。君は笑って趙君に次のように言った。味辛(「支譜」巻四，13頁によれば趙懷玉の号は味辛，引用者)よ，今日稚存が死ぬのを見たというのか。何が悲しいのか¹⁰⁵。(下線，引用者)

洪公案が趙氏に入贅したこと，殿撰公分世29世・趙懷玉が牢獄の洪亮吉を見舞ったことなどが書かれている。趙懷玉と洪亮吉の関係を図示すると，次のようになる。



第三節にも登場した袁枚の『子不語』のなかに、「趙氏三世為神」という奇談があるが，それは，この招贅婚にも関係している。やや長くなるが引用してみたい。

常州の趙恭毅公(趙申喬を指す，引用者)は，康熙朝の名臣であり，誰もが知っている。公が亡くなったあと，蘇州に過という姓の者がおり，生前の公を知っていた。のちに洞庭湖に舟を浮かべていると，薄暮のころ，大きな舟が風によってやって来た。旗灯にはすべて「湖広城隍司」(城隍とは冥界の裁判官，引用者)と書かれており，ひそかに奇異に思っていた。近づいて見ると，公は舟に正座し，机で執務しているところであった。また陸先生子静は，勅勒(道教の語。符呪に「勅令」と書いて鬼神を制御すること，引用者)の術を善くし，壇に伏そうと仁王門[二天門]外に行った。すると公もまた仁王門で上奏しているのを見た。公の息子である侍読公(趙熊詔を指す，引用者)は，大臣の子弟として(甘肅省の，引用者)肅州の軍前で奉公した[効力]が，恭毅公が亡くなると喪に駆けつけることを許された。侍読は哀しみのあまり体を壊して病気になるまで。病中いつも訝しんで，「そくらじゅうに吐き散らして，耐え難い。私はどうしてこの職に就いているのだ」と言っていた。人々が何の職だときくと，「痰火司である」と言った。家族は痰火司が何の神なのか知らなかった。翌日，東岳(泰山のこと，引用者)行宮で祈っていると，正殿の外の左右の廊下に，痰火司神がいた。病が革まり，痰

火司の灯籠が門を入れてきて、(趙熊詔は、引用者) ついに目を閉じた。その子である副使公(趙侗教を指す、引用者)の没後、年を越してから、洪氏姑が病で意識を失い、人事不省となった。ぼんやりと、ある役所に着くと、公が中から出てきて、訝しんで言った。「妹はどうしてここに来たのだ？」招き入れて、家事についてくわしく話した。姑はたずねた、「兄さんはいま何の官についているのですか？」曰く、「巡海道だ。仕事が忙しく、すぐ出かけなければならないので、おまえを引き留めることはできない。」さらに、「おまえの嫂も永いことはない。家には問題が多いので、二人の甥に気をつけるよう言ってくれ。」二人の下役を遣わして、香を持って帰り道を送らせた。蘇生してみると、部屋にはまだ残り香があった。ほどなく、族人が養子をとって跡継ぎをたてる問題[立嗣]で訴訟を起こし、長いあいだ[彌年]おさまらなかつた。またほどなく、嫂の黄恭人(趙侗教の妻・黄氏、引用者)がこの世を去った¹⁰⁶。(下線、引用者)

城隍司，痰火司，巡海道など、有りそうで無い職がならんでいるのがおもしろいが、上の文中の下線を付した「洪氏姑」が、「安徽省徽州府歙県，国学生，洪公案」に嫁いだ、趙熊詔の娘(趙侗教の妹)である。婿をとった「洪氏姑」が、趙家と密接な関係を保ち続けられたらしいことがわかる。

観莊趙氏の例からは、次のようなことが考えられる。すなわち、岳父が有利な立場にたって主導権を握り、他に選択肢のない貧しい婿がそれに応じるという現代の招贅婚とは異なり、清代の上層階級においては、岳父が、婿とその一族にむしろ恩恵を与えるという形で縁組みが成り立ち、婿をコミュニティに迎え入れるということである。また、徽州府→常州府、常州府→蘇州府というように、先進地域へと向かう入贅の流れを見ることができ、これが果たして一般化できるのか、できるとしたらそれは江南地方に固有のものなのか、などの点は今後の検討課題の一つである。

(4) 常州府内の婚姻

図4-8は、常州府城である。雍正2年に武進県を分けて陽湖県、無錫県を分けて金匱県、宜興県を分けて荊溪県が置かれた¹⁰⁷。この図からは、常州府城に武進県と陽湖県の役所が混在していた様子がわかる。図4-9は表4-2の常州府の部分、図4-10は表4-3の常州府の部分を図示したものである。

妻の本籍地では、「同里」すなわち武進県・陽湖県が198件(全体の約59.4%、常州府の約82.1%)を占めている。常州府内の武進県・陽湖県以外の県は、靖江県1、無錫県4、江陰県13、宜興県25であり、宜興県が他を大きく引き離して首位である。娘の夫の本籍地では、「同里」が107件(全体の約63.6%、常州府の約87.7%)を占めている。常州府内の武進県・陽湖県以外の県は、無錫県1、江陰県2、宜興県12であり、こちらも宜興県が最多である。

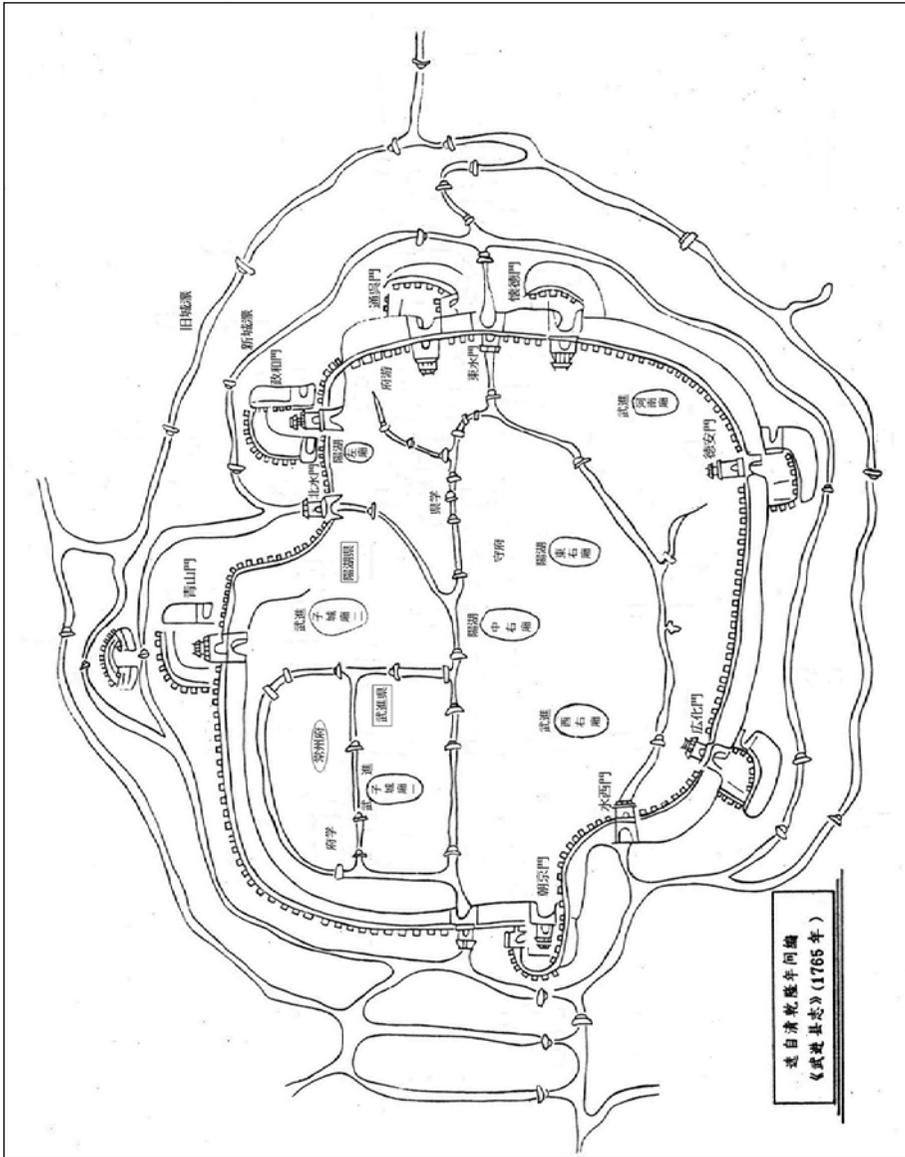


图 4-8 常州府城
「全城图」常州市地方志编纂委员会编『常州市志』中国社会科学出版社，1995 年所取的地图より作成。

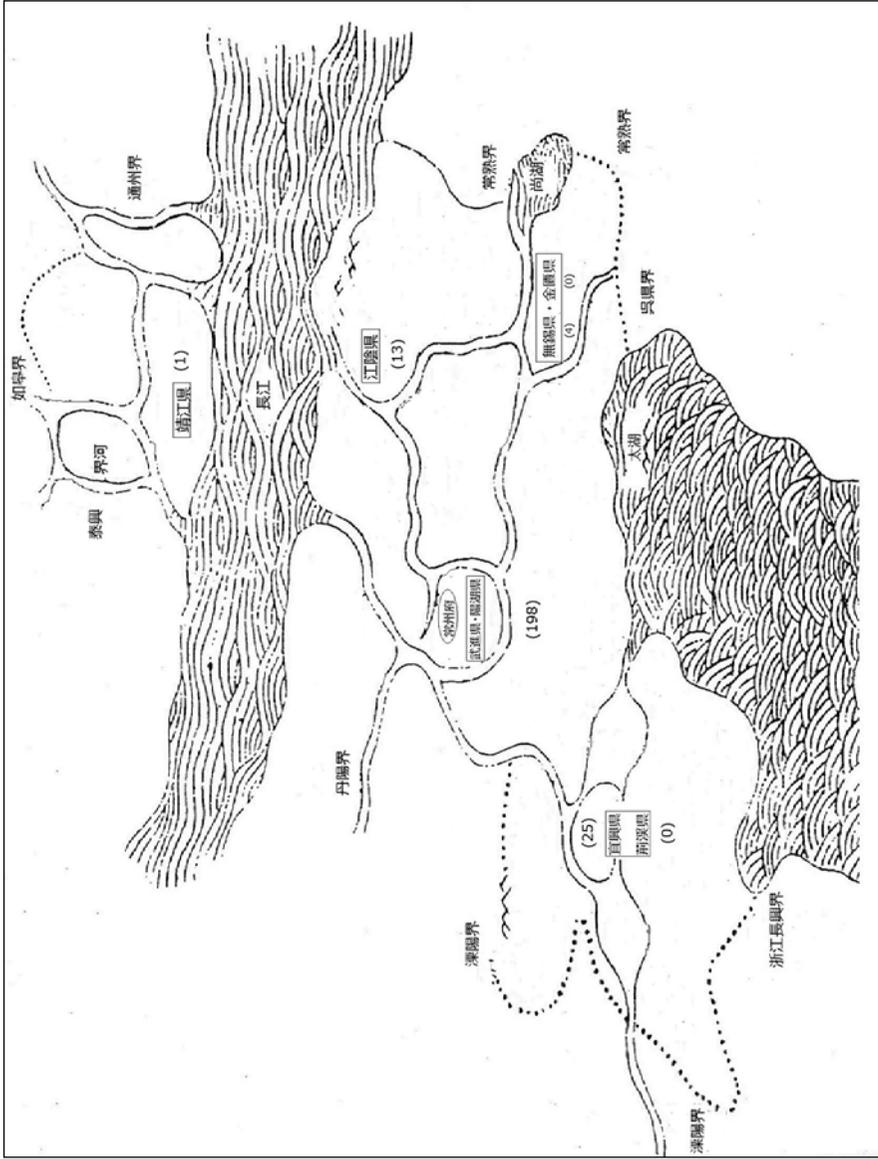


圖 4-9 妻の本籍地（常州府）
 「常州府圖」輯自乾隆四十九年（1784）『大清一統志』前掲『中國古地図輯録・江蘇省輯』163頁より作成。

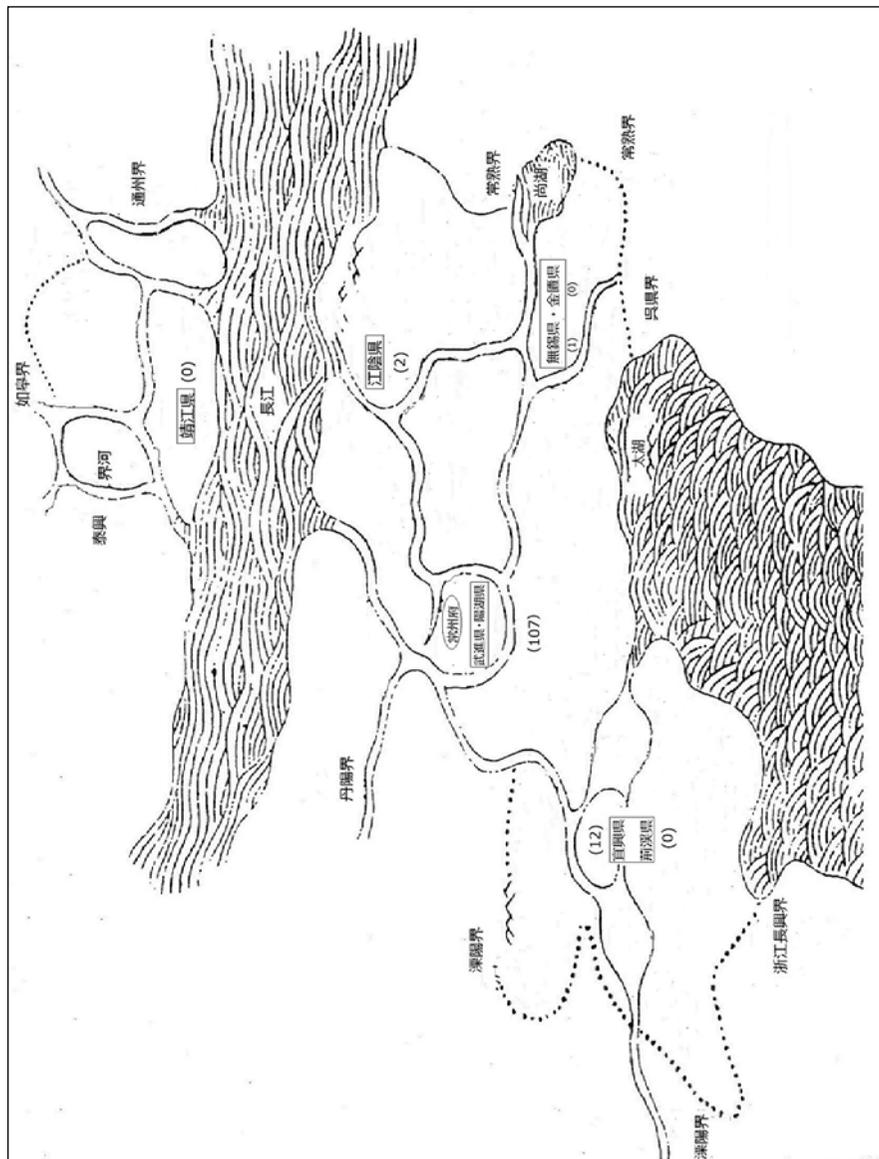


図 4-10 娘の夫の本籍地（常州府）
 「常州府図」輯自乾隆四十九年（1784）『大清一統志』前掲『中国古地図輯録・江蘇省輯』163頁より作成。

このように、常州府内の婚姻では、「同里」が8割以上を占めている。武進県は常州府の首県であり、陽湖県は武進県から分かれた県なので、常州府のその他の県は、少なくとも行政的には武進・陽湖県の下位にあるとみなしてよいであろう。注目したいのは、無錫県との婚姻関係が稀薄なことである。

Elman 氏は無錫県について、次のように述べている。

明清期、無錫県 (the county seat) は大運河に置かれていた。武進県の常州府へは北西に 35 マイル (1 マイルは約 1.6 キロメートル, 引用者), 蘇州府へは南東に 35 マイルであった。宋代から、織物その他の産物の商業的中心として名高かった無錫は、明末には文化的・知的中心となっていた。無錫の知識人たちは、江南地域で蘇州や揚州の知識人たちと肩を並べていた¹⁰⁸。

Elman 氏によれば、常州府には、武進県と無錫県という二つの中心をもつという珍しい特徴があった。

武進県には常州の府が置かれていた。府は全部で 5 つの県から成っていた。そのうち 4 県 (武進・無錫・宜興・江陰¹⁰⁹) はそれぞれ本来、重要な、文化的・経済的的有力地であった。他の大部分の府はふつう、一つの大きな都市化された市場と政治の中心を有していたが、常州は独特で、武進と無錫のあいだで、南北に両極化していた。(中略) 江陰県は長江の南側にあり、宜興県は、西の浙江省・安徽省への陸路にあった。帝政末期のもっとも商品化された大地域 (macroregion) のなかで、常州の都市化された市場は、揚州・蘇州・松江などと同様に、江南に出現しつつあった商品経済の強力な推進力となった。武進の綿と亜麻、無錫の磁器、宜興の茶と陶器は、中国の地域間 (interregional) 交易の重要な産品となった¹¹⁰。

明清期、武進は府の政治的中心であったが、無錫は明末には常州の文化的中心 (heart) であった。たとえば、17 世紀の中国における儒教の正統性を求める指導的な知識人の声は、無錫の名高い東林書院と関係した郷紳たちの声であった。無錫におけるトレンドはすみやかに、江南全域は言うまでもなく、府内の武進、宜興、その他に伝えられ、受け入れられた。しかし、清代には、府の文化的リーダーシップという重責は、常州に移った。常州は府の都市の中心であった。それは、中国でもっとも教養があり、商業化された地域の頂点で、無錫とともに、蘇州・南京・揚州・杭州などの都市と張り合っていた¹¹¹。

観莊趙氏と「同里」の名族との婚姻については、劉氏との関係にだけふれておきたい。第

二節に登場した殿撰公分世31世・趙振祚の母・劉氏は「同里人、乾隆甲辰召試欽賜舉人内閣中書、劉召揚」の娘であった。劉召揚の三男が劉逢祿であり、劉逢祿の外祖父は莊存与であった¹¹²。劉逢祿は莊存与の理論と、莊述祖（莊存与の甥）の文献学的研究を結合させて、今文研究の包括的アジェンダを形成した人物である¹¹³。江慶柏氏によれば、

趙振祚は劉逢祿の外甥である。趙振祚は幼いころから劉逢祿について学問し、「春秋」「易」「礼」の学に通じた。当時、国家は表面的には無事であったが、実際には危機が迫っていた。翰林の官であったとき、同僚は国家太平が続いていたために、文章「声病対偶」のみを追求していたが、趙振祚だけは時事をはっきりと見極めており、常に憤りを発して当時の政治情況の大事を語った。（中略）のちに母の喪にあい、二度と外に出て官職につかなかった。（中略）趙振祚の学問は劉逢祿から来た。劉逢祿の学問は莊存与から来た。したがって、趙振祚の学問の道にも、つねに実用を追求し、時事に関心を持つという特徴が一貫しているのである¹¹⁴。

〈注〉

- 1 第一節注10に記したように、「殤」は19歳までに亡くなったことを指すと考えられる。
- 2 本籍地について、「支譜」では「籍貫」という語が使われている（巻首、凡例、7頁）。「明朝の進士の場合、籍貫には戸籍と郷貫の区別があり、戸籍にはまた各種の籍別があった」（朱保炯・謝沛霖『明清進士題名碑録索引』上海古籍出版社、2004年、編例2頁）が、「清代には進士の試験のときの郷貫・戸籍の申告制度は変化して、現戸籍所在地〔現戸籍所在地〕を記入・報告するのみの単一の現籍〔現籍〕申告制度となった。これによって、人々はその郷貫を忘れるようになった。（中略）明代は清代とは異なり、郷貫と戸籍が区別されていた。郷貫は、個人の出生地、原籍〔原籍〕、代々居住の祖籍であり、原籍所在地〔原戸口所在地〕に相当した。戸籍は『現』籍、『現』籍所在地〔『現』戸口所在地〕を指していた」（唐力行等著『蘇州与徽州——16-20世紀兩地互動与社会變遷的比較研究』商務印書館、2007年、337-338頁）。
- 3 たとえば、太原公分世26世・趙鳳詔の娘の一人が嫁いだ劉純煒は、「支譜」には「雍正丙午科舉人」と記されているが、乾隆4年己未科（1739）に進士に合格している（前掲『明清進士題名碑録索引』2710頁）。
- 4 Eugene Cooper and Meng Zhang, “Patterns of Cousin Marriage in Rural Zhejiang and in Dream of the Red Chamber,” in *The Journal of Asian Studies* (52: 1), February 1993, pp. 98-100.
- 5 頼惠敏『清代的皇権与世家』北京大学出版社、2010年、37頁。新城県は山東省済南府、桐城県は安徽省安慶府、無錫県は江蘇省常州府に属した。
- 6 同上、38-39頁。
- 7 同上、40頁。
- 8 同上、38頁。
- 9 同上、60頁。
- 10 同上、75頁。
- 11 伊原弘「宋代婺州における官戸の婚姻関係」『中央大学大学院論究』1974年（第6巻第1号）34頁。
- 12 伊原弘「宋代官僚の婚姻の意味について——士大夫官僚の形成と変質——」山川出版社編『歴史と地理 世界史の研究』1976年11月第89号（254号）15頁。

- 13 同上, 16 頁。
- 14 同上, 16 頁。
- 15 Robert P. Hymes, “Marriage, Descent Groups, and the Localist Strategy in Sung and Yuan Fu-chou,” in Patricia Buckley Ebrey and James L. Watson eds., *Kinship Organization in Late Imperial China 1000-1940*, University of California Press, 1986, p. 97.
- 16 *Ibid.*, pp. 97-98.
- 17 *Ibid.*, p. 98.
- 18 *Ibid.*, p. 96.
- 19 *Ibid.*, p. 103.
- 20 *Ibid.*, p. 101.
- 21 *Ibid.*, p. 106.
- 22 *Ibid.*, p. 102.
- 23 Keith Hazelton, “Patriline and the Development of Localized Lineages: The Wu of Hsiuning City, Hui-chou, to 1528,” in *Kinship Organization in Late Imperial China 1000-1940*, p. 160.
- 24 Susan Naquin, “Two Descent Groups in North China: The Wangs of Yung-p’ing Prefecture, 1500-1800,” in *Kinship Organization in Late Imperial China 1000-1940*, p. 225.
- 25 崔來廷『明清甲科世家研究』知識産権出版社, 2013 年, 414 頁。
- 26 陳其元撰, 楊璐点校『庸齋筆記』中華書局, 1997 年, 前言 1 頁。
- 27 前掲『明清進士題名碑録索引』2685 頁。喬曉軍編『清代翰林伝略』陝西旅游出版社, 2002 年, 89 頁。
- 28 朱彭寿編著, 朱鰲・宋荅珠整理『清代人物大事紀年』北京図書館出版社, 2005 年, 553, 819 頁。ただし, 「支譜」(卷十五, 世編第五, 17 頁)の記述によれば「一品蔭生」。
- 29 陳容敬との婚約については, 次のような記録がある。「趙氏は陽湖の趙恭毅の六世孫女である。海塩(海寧でなく海塩と書かれている点については注30を参照, 引用者)の陳容敬と婚約したが, 嫁がぬうちに, 容敬が亡くなった。訃報が届くと, 氏は髪飾りをとり, 縗の着物を脱いで, 父母に拝礼して, しのび泣きながら言った。父上母上はすでに私に陳家の嫁になるよう, お命じになりました。夫が亡くなったからといって変わりはありません。喪に行きたいと思います。心残りなのは, 父上母上にもうおつかえできないことです。すぐに家廟に参拝して陳家に行った。舅姑につかえ, 孝をもって知られた。10 年後に亡くなった。31 歳であった。容敬は陳家の末息子であるので, (ふつう, 引用者)後継ぎは立てないが, 今日, 主を立て後を立てているのは, 氏のおかげである。(趙焜撰守貞記)」(『光緒・武進陽湖縣合志』卷三十一, 列女伝・貞孝, 26-27 頁)。
- 30 潘光旦「明清兩代嘉興的望族」潘乃穆・潘乃和編『潘光旦文集』第 3 卷, 北京大学出版社, 1995 年, 275 頁。
- 31 総校訂・呉忠匡, 副校訂・褚德新『滿漢名臣伝』黒竜江人民出版社, 1991 年, 818 頁。偏沅巡撫, 慈利県, 藍山県については, 趙爾巽等撰『清史稿』卷六十八, 志四十三, 中華書局, 2003 年, 2185, 2193-2194, 2198-2199 頁参照。
- 32 前掲『清史稿』卷二百九十二, 列伝七十九, 10305 頁。
- 33 前掲『滿漢名臣伝』818 頁。
- 34 前掲『清史稿』目録 (86 頁), 卷二百九十二, 列伝七十九, 10306 頁。
- 35 前掲『明清甲科世家研究』351-352 頁。
- 36 張傑『清代科挙家族』社会科学文献出版社, 2003 年, 110-111 頁。
- 37 前掲『明清進士題名碑録索引』2665 頁。
- 38 錢実甫編『清代職官年表』中華書局, 1997 年, 1806 頁。
- 39 前掲『清史稿』卷四百七十六, 列伝二百六十三, 12995 頁。

- 40 前掲『明清進士題名碑録索引』2710頁。
- 41 前掲『清代職官年表』1227頁。前掲『明清甲科世家研究』354頁。
- 42 Eugene Cooper and Meng Zhang, “Patterns of Cousin Marriage in Rural Zhejiang and in *Dream of the Red Chamber*,” p. 96.
- 43 これは構造的に「母方交叉イトコ婚」に相似しているという (*ibid.*, p. 102)。史湘雲には薛宝釵と違って王氏の後ろだてがなかった (*ibid.*, p. 104)。
- 44 *Ibid.*, p. 102.
- 45 *Ibid.*, p. 92.
- 46 秦兆雄『中国湖北農村の家族・宗族・婚姻』風響社, 2005年, 204頁。中生勝美「漢族の民俗生殖観とイトコ婚」(『史苑』第52巻2号, 74頁)も同様の指摘をしている。
- 47 前掲『中国湖北農村の家族・宗族・婚姻』207頁。
- 48 江慶柏『明清蘇南望族文化研究』南京師範大学出版社, 2000年, 2, 291頁。
- 49 前掲「漢族の民俗生殖観とイトコ婚」83頁注11。出所は書かれていないが、高彦頤氏による指摘だという。
- 50 府・直隸州・直隸庁は同等である。直隸庁は少数民族居住区や重要地区に置かれた(朱金甫・張書才主編, 李国栄副主編『清代典章制度辞典』中国人民大学出版社, 2011年, 366頁)。海門直隸庁は、乾隆33(1768)年に沈殿した土地が日々広がることによって置かれ、蘇州府海防同知が治めるようになった(孫文良・董守義主編『清史稿辞典』山東教育出版社, 2008年, 1597頁)。
- 51 江寧府との婚姻は、第三節で述べた、太原公分世30世・趙仁基と江蘇省江寧県人・鄧廷楨との縁によるものである。太原公分世31世・趙烈文の妻は「江寧府江寧県人, 山西絳州直隸州知州, 鄧爾頤」の娘であり、第三節でふれたように、これはおそらく鄧廷楨の親類である。趙烈文の娘の一人は「江寧府江寧県, 鄧邦述」と婚約している。鄧邦述は鄧廷楨にとっては曾孫, 鄧嘉縝にとっては息子(前掲『明清甲科世家研究』108頁)であり, 光緒24年戊戌科(1898年)進士である(前掲『明清進士題名碑録索引』2860頁)。鄧嘉縝は道光25(1845)年生まれ, 光緒元(1875)年に挙人となり, 貴州知県, 奉天巡警道などをつとめた(前掲『清代人物大事紀年』1349, 1555頁)。「中丞(巡撫の別称, ここでは鄧廷楨を指す, 引用者)が安徽巡撫だったとき, 同僚の賢をほめるときには必ず陽湖趙公(趙仁基を指す, 引用者)の名前が出た」(同治癸酉優貢候選訓導・鄧嘉縝「趙母方恭人家伝」巻十六, 世編第六, 24頁)というから, 婚姻関係を重ねたのも自然である。
- 52 前掲『蘇州与徽州——16-20世紀兩地互動与社会変遷的比較研究』206頁。
- 53 順治2(1645)年に「江南巡撫」が置かれ, 蘇州に駐在し, 江寧・蘇州・松江・常州・鎮江5府を管轄した。順治18年に江南巡撫は「江寧巡撫」と改称され, やはり蘇州に駐在した。康熙25年に江寧巡撫は「江蘇巡撫」と改称された(前掲『清代典章制度辞典』270頁)。
- 54 前掲『蘇州与徽州——16-20世紀兩地互動与社会変遷的比較研究』16, 336頁。
- 55 Benjamin A. Elman, *Classicism, Politics, and Kinship: The Chang-chou School of New Text Confucianism in Late Imperial China*, University of California Press, 1990, p. 329.
- 56 『世宗憲皇帝実録(一)』(『清実録』七)巻二四, 雍正二年九月甲辰條, 中華書局, 1985年, 379頁。
- 57 許氏は「名を英といい, (著作に, 引用者) ^{リョウ} 雷 春閣詩草があった。(中略)(見聞隨筆)」(『光緒・武進陽湖縣合志』巻三十一, 列女伝・才媛, 66頁)。
- 58 『蘇州府志』光緒九年刊本, 成文出版社(中国方志叢書), 民国五十九年, 巻一百, 人物二十七, 23-24(2410)頁に「伝」がある。
- 59 王世琛については、『蘇州府志』乾隆十三年刊本, 巻五十四, 人物八, 27頁, および『蘇州府志』道光四年序刊本, 巻一百一, 人物, 文苑六, 1頁に伝がある。
- 60 孫中旺・王開征「蘇州王氏望族(下)——名徳碩彦, 代代相継の東山王氏」張学群等編著『蘇州名門望族』広陵書社, 2006年, 198頁。
- 61 前掲『明清進士題名碑録索引』2682頁。前掲『清代翰林伝略』79頁。

- 62 葉士寛については、『長洲縣志』乾隆三十一年刊本，卷二十四，人物四，42頁，および前掲『蘇州府志』光緒九年刊本，卷八十三，人物十，3-4（2003）頁に「伝」がある。
- 63 前掲『明清甲科世家研究』150頁。
- 64 前掲『明清進士題名碑録索引』2654頁。前掲『清代翰林伝略』28頁。繆彤が状元になったときの様子は，繆彤「臚伝紀事」（王雲五主編『歴代貢挙志及其他五種』商務印書館，中華民國26年所収）に詳しい。
- 65 『蘇州府志』乾隆十三年刊本，卷五十四，人物八，22頁。
- 66 中国第一歴史檔案館整理『康熙起居注』中華書局，1984年，康熙二十五年閏四月二十一日甲戌條，1480頁。
- 67 前掲『明清進士題名碑録索引』2685頁。前掲『清代翰林伝略』88頁。
- 68 繆曰藻は，雍正11年に肇高学政（広東省には雍正7年に広韶学政と肇高学政が分設された）に就任している（法式善撰，錢維福校「清秘述聞」卷十二，学政類四，法式善等撰，張偉点校『清秘述聞三種』中華書局，1997年，368，371頁）。ただし，前掲『清代職官年表』によれば雍正10-12年にかけて肇高学政をつとめている（2646-2647頁）。繆曰藻は康熙56年丁酉科順天郷試（前掲「清秘述聞」卷十四，同考官類二，427頁），雍正4年丙午科順天郷試，雍正8年庚戌科会試（同，卷十五，同考官類三，439，443頁）で同考官をつとめている。つまり，順天郷試で2回，会試で1回同考官をつとめたことは確認できる。
- 69 『蘇州府志』道光四年序刊本，卷一百一，人物，文苑六，5頁。
- 70 『蘇州府志』乾隆十三年刊本，卷五十四，人物八，3-4頁に「伝」がある。前掲『明清進士題名碑録索引』2582頁，万曆29年辛丑科（1601年）三甲に「張国維」という名があるが，これは「繆国維」の誤りと考えられる。「張国維」は，明・天啓2年の進士（張廷玉等撰『明史』卷二百七十六，列伝第一百六十四，中華書局，1997年，7062頁）ではないだろうか。
- 71 前掲『明清進士題名碑録索引』2658頁。前掲『清代翰林伝略』33頁。
- 72 前掲『明清進士題名碑録索引』2667頁。趙鳳詔と同年である。
- 73 同上，2691頁。前掲『清代翰林伝略』101頁。
- 74 前掲『明清進士題名碑録索引』2708頁。
- 75 同上，2710頁。前掲『清代翰林伝略』134頁。
- 76 『蘇州府志』乾隆十三年刊本，卷五十四，人物八，16頁に「伝」がある。
- 77 『蘇州府志』道光四年序刊本，卷一百一，人物，文苑六，5-6頁に「伝」がある。
- 78 同上，卷一百一，人物，文苑六，5頁に記述がある。
- 79 前掲『蘇州府志』光緒九年刊本，卷八十三，人物十，32-33（2017-2018）頁に「伝」がある。
- 80 第2節の表4，表5は，咸豐10年4月6，13日に被害にあった者の一覧である。31世・趙恩燮が被害にあったのは咸豐10年5月であり，32世趙光祖の場合は咸豐10年と記されているのみで月日が不明なので，第2節の表4，表5には載せていない。
- 81 前掲『蘇州与徽州——16-20世紀兩地互動与社会變遷的比較研究』19，336，339頁。
- 82 宋八愷・張一柔・施曉平「蘇州宋氏」前掲『蘇州名門望族』252頁。乾隆年間，蘇州には「四貴，四富」の説があり，「四貴」は彭・宋・潘・韓，「四富」は戈，毛，畢，貝であった（袁学漢「吳中貝氏の開拓歷程」前掲『蘇州名門望族』394頁）。
- 83 前掲『蘇州与徽州——16-20世紀兩地互動与社会變遷的比較研究』81-83頁。
- 84 張一柔「由徽商遷居定居的蘇州汪氏」前掲『蘇州名門望族』321頁。
- 85 Arthur P. Wolf and Chieh-shan Huang, *Marriage and Adoption in China, 1845-1945*, Stanford University Press, 1980, p. 216.
- 86 *Ibid.*, pp. 224-225.
- 87 *Ibid.*, p. 218.
- 88 秦兆雄「宗族の規範と個人の選択——中国湖北省農村の招贅婚の事例から——」『民族學研究』

- 第68巻第4号, 2004年3月, 526-527頁。
- 89 同上, 521頁。
- 90 同上, 527頁。
- 91 同上, 519頁。
- 92 陳其南「房与伝統中国家族制度——兼論西方人類学的中国家族研究——」『漢学研究』第3巻第1期, 民国74年6月, 155頁(小熊誠訳「房と伝統的中国家族制度: 西洋人類学における中国家族研究の再検討」瀬川昌久・西澤治彦編訳『中国文化人類学リーディングス』風響社, 2006年, 200頁)。
- 93 Benjamin A. Elman, *Classicism, Politics, and Kinship*, p. 37.
- 94 Jerry Dennerline, "Marriage, Adoption, and Charity in the Development of Lineages in Wuxi from Sung to Ch'ing," in *Kinship Organization in Late Imperial China 1000-1940*, p. 184.
- 95 James L. Watson, "Anthropological Overview: The Development of Chinese Descent Groups," in *Kinship Organization in Late Imperial China 1000-1940*, p. 285.
- 96 前掲「明清兩代嘉興的望族」275, 305, 329, 342頁などを参照。
- 97 以下の引用文中に登場する「惟道」が, 明代中期の探花・王鏊の祖父にあたり, 洞庭東山王氏の「第七世・伯英(至正年間に生まれ, 永樂13年すなわち1415年に亡くなった)は陸家に入贅し, 五人の男子を生んだ(惟善, 惟徳, 惟貞, 惟道, 惟能)。陸家は伯英に王家に戻って[還宗]欲しかった。伯英は五子を率いてきっぱりと陸家を離れた。蔓草を切り, 瓦礫を除き, あらたに世帯をもった。その地はのちに王巷とよばれた」(前掲「蘇州王氏望族(下)——名徳碩彦, 代代相継的東山王氏」197-198頁)。
- 98 趙珍より後には, 趙氏と鄧氏(江寧府の鄧氏は除く)のあいだには, 5件の婚姻しか記録されていない。さらに, すべて留郷家系である。
- 99 楊廷福・楊同甫編『明人室名別称字号索引』上海古籍出版社, 2002年, 甲編363, 乙編62頁。
- 100 前掲『明清進士題名碑録索引』2618頁。
- 101 前掲『明清蘇南望族文化研究』300頁。
- 102 前掲『清史稿』卷三百五十六, 列伝一百四十三, 11307頁。Elman氏は洪亮吉について, 「わずか6歳のときに父を亡くし, 彼の母(蔣氏)は常州で非常に貧しかった。母の宗族(lineage)の学校の教師の一人は荘氏であった。さらに, 洪の母には, 荘氏に嫁に行った姉妹がいた。この関係で, 洪は, 同じ年頃の荘氏の子供たちとともに勉強することができた」(*Classicism, Politics, and Kinship*, p. 58)と述べている。
- 103 Benjamin A. Elman, *Classicism, Politics, and Kinship*, pp. 284-285に詳しい記述がある。
- 104 洪公案は「支譜」では「国学生」だったが, 「候選直隸州州同」になったようである。
- 105 惲敬「前翰林院編修洪君遺事述」『大雲山房文稿』二集卷三(中華書局編『四部備要』第88冊, 中華書局, 1989年)107-108頁。
- 106 「趙氏三世為神」袁枚編撰, 申孟・甘林点校『子不語』上海古籍出版社, 2012年, 340-341頁。
- 107 前掲『世宗憲皇帝実録(一)』(『清実録』七)卷二四, 雍正二年九月甲辰條, 379頁。『清史稿』には, 武進県は府の西側〔府西偏〕, 陽湖県は府の東側〔府東偏〕と記されている(卷五十八, 志三十三, 地理五, 1998頁)。
- 108 Benjamin A. Elman, *Classicism, Politics, and Kinship*, p. 329.
- 109 江陰県は江蘇省の学政の駐在地であった(前掲『清史稿』卷五十八, 志三十三, 地理五, 1999頁)。
- 110 Benjamin A. Elman, *Classicism, Politics, and Kinship*, p. 329.
- 111 *Ibid.*, p. 330.
- 112 前掲『明清甲科世家研究』218頁。
- 113 Benjamin A. Elman, *Classicism, Politics, and Kinship*, pp. 194, 333.
- 114 前掲『明清蘇南望族文化研究』302頁。

The History of the Zhao Family of Guanzhuang Village in Changzhou Prefecture (4)

Kaori Asanuma

4. Marriages in the Zhao Family

Marriages in the Zhao Family were strikingly localized; about 90% of all them were contracted within Jiang-su province; more than 70% were within Changzhou prefecture; and roughly 60% were within the two counties, Wujin county and Yanghu county, which the Zhao family call their *tongli* or home.

In Zhao Family marriages, two anthropological marriage patterns can be discerned: the father's sister's daughter marriage (cross-cousin marriage) and uxorilocal marriage. In the Zhao Family, the former occurred frequently when the members sought their spouses among cousins who belonged to geographically distant families. The latter seems to have been a widely accepted way for elite families, including the Zhao Family, to expand their family branch out of their 'home' into other areas within the Lower Yangtze region, although anthropologists studying modern Chinese communities point out uxorilocal or matrilocal marriage is seen as a last resort for poor men to find a spouse.